

清代雍正朝における養廉銀の研究 (三)

——地方財政の成立をめぐる——

佐

伯

富

目次	一	はしがき
	二	養廉銀の起原と沿革(以上前號)
	三	養廉銀の財源
	1	耗羨
(a)	(a)	耗羨の提解
(b)	(b)	耗羨徵收率の切下げ
2		贏餘
(a)	(a)	贏餘とは何か
(b)	(b)	稅
(c)	(c)	礦廠贏餘
(d)	(d)	平頭・平餘
(e)	(e)	坐平銀・扣平銀
	3	規禮銀
(a)	(a)	陋規とは何か
(b)	(b)	稅
(c)	(c)	鹽規・茶規
(d)	(d)	當規
(e)	(e)	分規
(f)	(f)	節規
4		その他の財源
(a)	(a)	官莊租
(b)	(b)	俸工銀
(g)	(g)	平飯規
(h)	(h)	その他の贏餘

三 養廉銀の財源

(1) 耗 羨

(a) 耗羨の提解

さきに引用したが、皇朝通考卷九〇「職官考」に

養廉之設。自各省耗羨存公。以備公用。卽其贏餘。定爲各官養廉。

とあり、養廉銀本來の主たる財源は耗羨である。耗羨を養廉銀に抵てた事情については、さきにもふれたが、なお世宗實錄卷六八、雍正六年四月壬寅の内閣に對する上諭にも、具さに述べられている。

錢糧之加耗羨。原非應有之項。朕勤求治理。愛養黎民。本欲將此項悉行禁革。而博採輿論。留心體訪。凡爲州縣地方官。實有萬不得已公私兩項之用度。若全革耗羨。其勢必不可行。爲有司者。果能減輕收納。不苟取於民。在民亦所樂從。此耗羨所以未盡裁革之故也。

錢糧の徵收に際し、耗羨をとることは、もともとあるべきことではない。朕はもと、この耗羨を禁止しようと思つてゐた。しかし、ひろく輿論にきき調査をして見ると、地方州縣官としては、實際にはやむをえざる事情があつて、耗羨を徵收している。地方官公私の經費はみな耗羨に依存しているから、いま耗羨を全部禁止しようとしても、できることではない。地方官が果して耗羨を輕減して人民から苛取しなければ、人民もまた樂從するところである。ここに耗羨を盡く禁止することができぬ理由があるのだ、といひ、さらに續けて

州縣既有耗羨。而上司官員無以養廉。勢不得不收州縣之餽送。是上司冒貪贓之罪。以爲日用之資。在謹慎小心者。則

畏懼而不敢行。必至過於窘迫。而貪取濫用者。又因無所限制。借規禮之名。恣意橫索。弊端種種。州縣公私之用。既有不敷。必致加派巧取。爲害於民。況上司既收屬員之規禮。則必有瞻顧回護之處。而下屬反得操上司之短長。於察吏之道。大有關係。

州縣にすでに耗羨があり、その上司に廉潔心なければ、勢いとして州縣官から餽送をうけざるをえない。これは上司が貪贓の罪を犯して日用の資となすことになる。謹慎小心なる者にあつては畏懼してそれをなさないから、必ず生計が窘窮する。貪濫あくなき者は、何ら制限のないのにつけこみ、規禮の名に借つてほしいままに需索し、弊害が多くなる。州縣官の公私の経費が、足らなくなれば、必ず加派巧取を行ない、人民に害を及ぼす。ましてや上司がすでに屬員の規禮を受けると、必ず屬員をかばつてやる。しかも屬員は上司の短長を操縦することができる。これでは上司は屬員を監督することが出来ないではないか、という。そこで

所以雍正二年間。山西巡撫諸岷。請以通省耗羨。提解存公。將闔省公事之費。及上司下屬養廉之需。咸取於此。上不誤公。下不累民。無偏多偏少之弊。無苛索橫徵之擾。實通權達變之善策。朕是以降旨允行。此提解火耗之所由來也。

雍正二年、山西巡撫諸岷が、山西省全省の耗羨をみな布政司庫に提解して地方公費となし、全省の地方費および上司屬員の養廉の経費はここから支出することにした。これによつて地方費も捻出され、人民から苛取して弊をかもすこともなくなった。これが耗羨を提解するに至つた事情であると、雍正帝はいい、また實に通權達變の善策であるとして稱している。以後各省ではこれにならい、耗羨を布政司庫に送り、これをもつて地方官の養廉と地方公費にあてることになつたのである。

耗羨を全部布政司庫に提解するのが、この制度の主旨であつたが、各省の特殊な事情により、必ずしも耗羨の全部が提解されぬ省分もあつた。安部博士は耗羨提解の額の多少により、これを全提型、多提型、少提型と三種に分類されている。耗羨全部を布政司庫に提解するのが全提型、半數以上を提解し、残りを府州縣に存留するのが多提型、半數以上を府

州縣に存留し、少額を布政司庫に提解するのが少提型である。後の二者については、雍正硃批諭旨では、酌提という語を使用している。分數を酌量して提解する意味である。最初から耗羨全部を提解した省分は山西・河南・陝西・甘肅・貴州・四川・安徽の七省、半數以上を提解した省分は山東・江西・江蘇・雲南・福建・奉天の六省、少額を提解した省分は湖廣・直隸・浙江・廣東・廣西の五省であった。もっともこれらの省分のうちでも、少提型から多提・全提型に、多提型から全提型に移行するものがありあった。直隸省は雍正七年、少提型から全提型に、浙江省は雍正六年、少提型から全提型に變り、廣東省は雍正六年、少提型から多提型に變っている。また江蘇省は雍正五年、多提型から全提型に移行している。結局、少提型は湖廣・廣西の二省に減じ、多提型は山東・江西・雲南・廣東・福建・奉天の六省、省分に入がっただけで、始めと同數、全提型は山西・河南・陝西・甘肅・貴州・四川・江蘇・安徽・浙江・直隸の十省に増加し、雍正帝の期待に近づいている。

雍正帝の考えでは、地方官の貪婪を禁止し、人民の負擔を輕減するためにも、全提を希望していたのであるが、省の慣行や諸種の事情でそれが實施できぬ省分もあったわけである。諭旨(536b)雍正二年八月初六日、直隸巡撫李維鈞の上奏に

直省火耗。較他省爲最輕。而順天・永平・宣化三府。錢糧火耗。尤爲輕減。應槩免其提解。保定・正定・河間・順德・廣平・大名・趙州・深州・冀州・晉州・定州以上六府五直隸州。所屬錢糧。凡係五千兩以下者。耗羨無幾。應免其提解。留爲地方官養廉之資。

とあり、直隸省の順天・永平・宣化三府の錢糧の火耗は少く、また保定以下六府五直隸州所屬錢糧のうち、五千兩以下のものにあつては火耗は殆んどないため、いずれもみな布政司庫への提解を免んじ、現地に留めて地方官の養廉にあてている。錢糧五千兩以下の府州にあつては耗羨の額が少く、提解を免除された所が多い。諭旨(2244b)雍正七年三月初八日、湖北布政使徐鼎の上奏の一節に

其錢糧不及五千兩者。即將耗羨盡行給予〔養廉〕。

とあり、湖北省でも提解を免んじ、州縣から直接、養廉として支給している。なお江西省にあっては、諭旨（1830 a）江西布政使李蘭の上奏に

就各州縣耗羨之多寡。定爲五等提解。除額徵一萬兩以下縣分。所有耗羨。留爲養廉不提外。其額徵二萬兩以下者。每兩提耗羨銀五分。留五分爲養廉。額徵三萬兩以下者。每兩提耗羨銀六分。留四分爲養廉。額徵四萬兩以下者。每兩提耗羨銀六分五釐。留三分五釐爲養廉。額徵五萬兩以下者。每兩提耗羨銀七分。留三分爲養廉。額徵五萬兩以上者。每兩提耗羨銀七分五釐。留二分五釐爲養廉。統計各款共提解司庫耗羨銀十二萬八千六百五十餘兩。（諭旨（1595 b）雍正

七年正月二十九日、張垣麟の奏略同じ、統計に稍々出入あり）

と見え、各州縣の耗羨の多寡に従って五等に分ち提解を行なっている。すなわち、額徵一萬兩以下の縣分においては耗羨の提解を行なわず、それを現地に留めて養廉にあてる。額徵二萬兩以下の所では耗羨の半分を提解し、半分は留めて養廉とする。三萬兩以下では耗羨銀の六割を提解し四割を養廉とする。四萬兩以上では六割五分を提解、三割五分を養廉、五萬兩以下では七割を提解、三割を養廉、五萬兩以上では、七割五分提解、二割五分養廉というように決めている。以上の事實から分るように、江西省の耗羨の多くの部分は布政司庫に提解され、州縣に存留されたものは半分以下であったようである。これに反して、湖南省では、諭旨（39100 b）雍正六年十月十一日、湖南布政使趙城の上奏に

湖南所屬各州縣。徵收錢糧。先於雍正元年。前督臣楊宗仁檄飭。每地丁銀一兩。許加耗銀一錢。內將三分解司。以充地方公用。其餘七分。以一分五釐給藩司。並作部餉解費。六釐給臬司。四釐給巡道。一分給知府。三釐給同知。三分二釐給州縣。爲各衙門辦理公務。以及日用薪水之需。

とあり、耗羨のうち、三割を布政司庫に提解し、残り七割は地方に存留し、各衙門の地方官に分送されたのである。以上が耗羨の州縣存留の實狀の大概であるが、耗羨の提解が免除されたのは、その額があまりに少額であったことが一

つの理由であつた。

しかし政府の方針が耗羨全提の方向に決定しながら、耗羨の地方存留が許容されたのは、さらに重要な理由があつた。前掲趙城の上奏の劈頭に

奏爲請定養廉銀兩。解司分給。以免州縣那虧事。

とあるように、耗羨銀を移動すれば移動するたびに、虧缺を免れない。耗羨銀を移動すれば、運送費がかかるほか、途中で盜難あるいは船の沈没という事故にあらう危険もある。さらに免れないのは、受渡しの際における官吏や胥吏の不正、あるいは手数料の要求である。右から左に耗羨銀を直ちに手渡すというわけにはいかなのである。清高宗實錄卷五一、乾隆二年九月辛亥の條に

吏部議覆。太僕寺卿蔣漣奏。直省各官養廉。應令就近支領。查道府養廉。爲數既多。若在州縣支領。恐滋弊竇。其州縣佐雜等。應如所奏。在該處徵銀內撥給。按季冊報。得旨依議。州縣以下等官養廉。於各州縣就近支給。可省解司赴領之煩。仍令該管上司。不時稽察。毋得啓豫領・透支等弊。

とあり、乾隆二年には、州縣以下の官の養廉銀の支給の制を改め、これまでのように布政司庫に提解し、然る後受領する煩雜さを廢止し、もよりの州縣で受領することにしたのは、上記の弊害を改めようとしたものであらう。

耗羨を州縣に存留して使用するのは、それなりに理由があつた。しかし存留の弊害にはさらに大なるものがあつた。これについては、すでに觸れたが、もう一度、改めてここですとめて見よう。諭旨(1964b)雍正九年十二月初六日、湖北巡撫王士俊の上奏の一節に

夫司道府廳養廉。私相授受。不免餽送需索之端。鹽規各項。自行收用。不無額外勒取之弊。

とあり、地方官が州縣から直接養廉を受けとることになると、餽送・需索が行なわれ、また額外に勒取する弊害が生ずる。ここから人民の負擔が増大することになる。また上司への餽送が行なわれると、上司は下級の官吏が賄賂を貪ること

を默認することになり、これを取締ることができなくなる。耗羨提解の目的の第一の目的は、こういう弊風を肅清するにあつたのである。

第二に、耗羨を現地に留めて養廉として支給すると、調整することができず、その額の制約を受けて、一省内でも不均等になり不公平になる。諭旨（454b）雍正三年二月十二日、雲貴總督高其倬の上奏に

思南……等處。俱有過往牛馬銅鹽并落地等稅。每歲可收至八九千金。少亦不下二三千金。而報解正項。不過數百。此等府州縣養廉。太覺有餘。至若都勻……等處。養廉又甚屬不足。一省之中。豐蓄懸殊。安可不爲調劑。（世宗實錄卷

三〇同）

とあり、思南等の處では財源が豊かなため養廉は豊富に支給される。ところが同省内の都勻等の處では財源難から養廉が不足する。一省中でも不均等があり、ここから調整が必要であつた。こういう不均等は各地に見られた。諭旨（1830a）江西布政使李蘭の上奏にも

道府同知通判各官養廉。惟照所屬額賦提派。未免豐蓄不均。

と見え、江西省でも道員・知府・同知・通判等各官の養廉は、彼等の所屬の額賦に照らして支給されるので不均を免れなかつた。こういう不公平を是正するためにも、耗羨を一旦布政司庫に提解し、調整をする必要があつたのである。諭旨（1964b）雍正九年十二月初六日の條に湖北巡撫王士俊が湖北省の養廉實施計畫を上奏したるに對し、雍正帝は

養廉一節。務令大小均平。毋致稍有偏枯。確商妥議奏聞。

という硃批を與えている。地方官をして政治にできるだけ忠實にとり組ませるためには、養廉銀の公平な分配ということ、雍正帝の大きな關心事の一つであつたのである。

第三には耗羨を布政司庫に提解し、多額の税の虧缺を補填し、地方財政の確立を計ろうとしたことである。諭旨（1382a）山西布政使高成齡の上奏に

晉省火耗。經撫臣諾岷奏請提解。以爲通省公費。各官養廉。及彌補虧空之用。實屬正大公平。

とあり、また諭旨（1180b）雍正二年六月十三日、河南巡撫石文焯の上奏に

將州縣火耗贏餘。一切盡歸藩庫。以補虧空。

とあるように、虧空の彌補ということが、耗羨提解の一つの大きな眼目となっていた。

以上の三點が耗羨提解の主要な目的であったのである。耗羨提解の後、ほぼその目的を達することができたらしい。諭旨（3166b）雍正六年七月十一日、河東總督田文鏡の上奏には次のようにいつている。

自耗羨歸公之後。各上司俱得有足用養廉。不敢向州縣勒索派捐。各州縣亦俱將有足用養廉。反得實在歸己。日用既足。又不至虧動正項錢糧倉穀。

すなわち、耗羨を布政司庫に提解して公項となして以後、上司の養廉も豊かになり、州縣に向つて勒索派捐することがなくなつた。各州縣官も同様で、養廉が豊富になり、正項の錢糧や倉穀を虧缺することがなくなつたと、田文鏡はいつている。さらに田文鏡は、養廉銀の支給について

豫省大小各官。仰蒙皇上天恩。概行賞給養廉。以資薪水。此誠千古帝王從來未有之曠典也。

とあり、此れ誠に千古帝王のこれまでになかった曠典であるといつている。俸給に數十倍乃至百倍に當る養廉銀の支給は、これまでの歴史には見られなかった事件である。この意味からも耗羨の提解ということは、千古の曠典といつても過言ではないであらう。

(b) 耗羨徵收率の切下げ

耗羨提解の一つの目的は、さきに述べたように地方官の不當な勒取を制限し、人民の負擔を軽減するにあつた。従つて耗羨の提解は耗羨の率の切下げを豫想するものであつた。諭旨（1381b）雍正三年二月初八日、山西布政使高成齡の上奏

に

晉省州縣。徵收錢糧火耗。每正項一兩。竟加耗三四錢。雍正元年五月十二日。撫臣諸岷到任後。仰體皇上軫念民瘼至意。酌議裁減。止以加二爲率。通省耗銀約計五十萬兩。

とあり、山西省では從來、耗羨は加三（三割）乃至加四であったが、雍正元年、諸岷が巡撫として到任後、加二に切下げられた。さらに諭旨（2073b）山西按察使・陞任廣東布政使蔣洞の上奏に

自雍正四年。前督臣伊都立議減耗。至加一三以來。通計每年收耗羨銀三十七萬一千餘兩。

とあり、雍正四年には督臣伊都立が加一三に裁減している。

陝西省においては、聖祖實錄卷二九九、康熙六十一年九月戊子の上諭に、陝西巡撫噶什圖の上奏を引き
秦省州縣火耗。每兩有加二三錢者。有加四五錢者。

とあり、耗羨は加二から加五に及ぶものがあつた。ところが、高宗實錄卷九、雍正十三年十二月辛巳の條に

減陝省耗羨。諭總理事務王大臣曰。從前陝省地丁火耗。經年羹堯・岳鍾琪。先後定爲加二。以一錢五分作爲各官養廉及一切公費。其五分則採買社倉穀石。以裕積貯。後因積穀已多。無事採買。則以此五分添助軍需盤費之用。此向來情形也。今大兵漸撤。軍需簡少。而仍存加二之耗羨。殊非朕愛養秦民之至意。著將此五分。卽行裁減。

と見え、年羹堯・岳鍾琪の川陝總督在任中（康熙六十年五月—雍正七年四月）、先後して定めて加二としたが、雍正十三年には、さらに減じて加一五としている。

次に山東省では、諭旨（915b）雍正元年七月初十日、山東巡撫黃炳の上奏に

各屬原有火耗一項。從前所收加二五加三不等。

とあり、雍正初年、耗羨の率は加二五から加三であったが、耗羨提解と同時に加一八に裁減された。諭旨（3564a）雍正八年四月十一日、山東布政使孫國璽の上奏には、次の如く見えている。

東省耗羨歸公。從前每正銀一兩。加耗一錢八分。

因みに山東省における耗羨提解は雍正二年であることは先きにふれたところである。同書にはさらにこれにつづいて

今年欽奉恩旨。蠲免耗羨二分。在各州縣徵收一六耗銀。

とあり、雍正八年には山東の耗羨を二分減じ、加一六としている。これは正耗外にあった百分の一の平餘銀を禁止し、加一六の耗羨だけを徵收したためであるという。この外、甘肅・貴州・廣東・福建等の省においても、大體上述の三省の耗羨の率、加一五前後に輕減されている。ただ四川省においては、諭旨(2610b)雍正五年十月初八日、雲貴總督鄂爾泰の上奏に對する硃批に

四川……近者岳鍾琪。請將一切雜派供給。盡行裁革。只存加三火耗。均與通省屬員爲養廉。百姓亦甚樂從。料理雖是妥協。但加三猶須核酌。

とあり、岳鍾琪の川陝總督の時代、耗羨は加三に減ぜられたが、雍正帝はさらにこれを核酌せよといっている。この言葉が實現されたらしく、高宗實錄卷五三、乾隆二年閏九月丙辰の條に

川省耗羨銀兩。向因公用不敷。每兩完銀二錢五分。朕御極以來。加惠閭閻。減去一錢。止存一五之數。

とあり、雍正帝の在位中、加二五に減ぜられたようである。耗羨の提解後、四川の加二五は最高の率である。

以上の諸省は河南省を除けば、山地が多く、地租が少ないので、おのずから耗羨の率を高くせざるをえなかった。これに反して、地租の多い地方では、耗羨の率が低くても、相當額の耗羨銀を徵收することができた。諭旨(598b)雍正五年十一月初六日、蘇州巡撫陳時夏の上奏に

江蘇賦重耗輕。……每年共計加一火耗銀四十一萬五千二百五十兩零。

とあり、江蘇省では田賦の絕對額が多いので、加一耗羨でも四十一萬餘兩という多額の耗羨銀を徵收することができたのである。この外、江西・安徽・湖廣・奉天・直隸の諸省も加一に改められている。

ただここで注意すべきは、たとい耗羨を加一と決定しても、人民の負擔は加一には止まらなかった。諭旨（470a）雍正四年四月十四日、廣東巡撫楊文乾の上奏に

各官養廉一項。州縣徵收火耗。每兩定於加一。其實連戲頭・併封。積零合算。每兩原有一錢三四分不等。

とあり、また諭旨（1964b）雍正九年十二月初六日、湖北巡撫王士俊の上奏にも

各州縣錢糧。名爲加一火耗。俱有坐平等項名色。核算實有加一四五不等。

とあるように、耗羨にはまた諸種の附加稅的のものが加わるので、實際、人民の負擔は加一にさらに何分かが加えられたのである。

なお浙江省の耗羨は例外で加一にも充たなかった。諭旨（104b）雍正三年九月二十日、署理浙江巡撫印務・吏部侍郎福敏の上奏に

浙江火耗。……向例大縣每兩六分。小縣八分。

とあり、浙江の耗羨は每兩六分から八分にすぎなかった。それは諭旨（838b）雍正二年八月二十八日、署理兩浙鹽政・布政使佟吉圖の上奏に

浙省各屬。田糧重而火耗輕。

とあり、浙江省は正項の田糧が多く、耗羨の率は低くても相當の耗羨銀を徵收しえたこともその一つの理由である。ところで同書にはこれに續いて

撫臣黃叔琳。到任之時。因減耗是一善政。卽行所屬。每兩槩以五分爲耗。

とあり、巡撫黃叔琳は着任とともに、善政の積りで將來のことも十分考えずに、耗羨を一律に五分に引下げた。これがために、浙江省では公項が不足したが、いまだ耗羨の率を増加することもできず、布政使の佟吉圖は俸工を捐助することをお願い出ている。俸工の捐助は禁止されているので、ここから浙江省では、正項錢糧、十萬兩を養廉として支給する特例

が開かれたのである。

官吏のうちには、黃叔琳の如く、耗羨の率を低くして名聲を博そうとする者もかなりいた。諭旨(49.53a)雍正六年七月初六日、廣西巡撫郭銑の上奏に

至提解耗羨一節。緣廣西地方。自原任撫臣李紱。裁減火耗之後。公費寥寥。而全省之大。不能保無公事。臣因斟酌詳請督撫二臣。……提解耗羨二分。共得銀六千餘兩。以備通省不時之需。

とあり、廣西巡撫李紱は耗羨をむやみに裁減し、公費が少なくなつたために、後任者に迷惑をかけている。雍正帝はこういう封疆大吏の賣名的行爲をもっともきらつた。かつて陝西巡撫張保が養廉銀の實施狀況を上奏したるに對し、次のような硃批を與えている。

況汝等大吏。所需用處。亦甚多。似此分內應得。向日相沿。無礙成規。亦不必矯廉自異。致令後任難於辦理。殊非情理之當。但不分外巧取貪婪犯科。即可矣。凡事過猶不及。一切酌中而行之可也。

つまり、封疆大吏には多額の經費が必要だ。受領すべきものは當然受領すべきで、向來慣例となつていたので成規を礙げるものではない。廉潔を矯めて自ら異を立つべきではない。後任者をして運營を困難ならしめることは、情理の當をえたものといふことはできない。ただ成規を決めた以上は、分外に巧取し、貪婪に科を犯さなければ、それでよいのだ。凡て物事は過ぎたるは及ばないも同然、萬事中庸を行なうことが必要である、というのが雍正帝の立場であつたのである。

2 贏 餘

(a) 贏餘とは何か

地方公費つまり公項には地丁錢糧の耗羨がもっとも重要な財源であることは、前節に述べた通りである。嚴密にいえば

耗羨も一種の贏餘である。一定の正額のある地丁錢糧の額を超えた收入であるから、贏餘であることは明らかであるが、本稿において耗羨を獨立して贏餘項内からはずして述べたのは、耗羨が公項中その主體をなすものであるからである。

ところで地方公費には耗羨のほか諸種の財源があった。まず耗羨と同じ種類のものに諸種の贏餘（羨餘・盈餘）がある。

贏餘とは何かというに、語の意味は「あまり」という意味である。具體的にいえば、例えば税關の税入には一定の標準額が決定されている。この定額を超えた税入が贏餘といわれる。諭旨（1716b）雍正五年八月十六日、陝西巡撫張保の上奏に

撫臣衙門心紅・紙張等項。向係潼關徵收商稅溢額贏餘銀。內每年繳銀五百兩。交西安府供應。

とあり、諭旨（2670a）雍正六年六月十二日、雲貴總督鄂爾泰の上奏には

溢額商稅・牙帖・厰課等項。每年餘銀二千二百四兩三錢一分零。

と見え、これらの上奏中に見える商稅溢額贏餘銀、溢額商稅餘銀が贏餘にあたる。また布政司庫に提解される税額にも定額があり、それを超過したものが贏餘といわれる。諭旨（924a）雍正元年十一月二十二日、山東巡撫黃炳の上奏に

所有司庫羨餘一項。俟各屬起解錢糧到日。臣再赴司庫支取。除養廉外。餘爲補還臨關缺額。并從前借賑蝗災銀兩。及將來賞資兵丁之用。

とあり、このうちに見える司庫羨餘がこれである。各項の税目について盈餘があり、これが地方公費、養廉の重要な財源となっていたのである。

(b) 税 羨

耗羨の多い地方では他の贏餘に依存する必要なあまりないが、貴州・雲南など耗羨の少ない省分では他の贏餘は公項中、重要な財源となっている。諭旨（4571a）雍正三年六月二十八日、雲貴總督高其倬の上奏に對する硃批に

貴州各項贏餘。通行合計。分給各官養廉。以省派累。

とあり、貴州省ではあらゆる贏餘を各官の養廉に支給して、耗羨を増加して人民から勒取することを防止しようとしている。貴州省における養廉の財源とその額は次の通りである。

税羨	三四、一七四兩餘
耗羨	一〇、七九二兩餘
秋糧耗米	九、一二三兩餘（折銀）
官莊租米	一、四七九兩餘（折銀）
合計	五五、五六八兩餘

耗羨は僅か一萬兩餘、全體の一九%、これに對して税羨つまり商税の羨餘は三萬四千餘兩、全體の六一%を占めている。貴州省における公項中に占める税羨の重要さを示している。ところが耗羨には常額があるが、税羨は商税に依存する關係上、經濟界が不況に陥り、商業が不振になると、収入もそれにつれて減少する。そこに大きな問題があった。諭旨（2872b）雍正九年正月二十八日、雲貴廣西總督鄂爾泰の上奏に、貴州省では賦税がもとと少なく、従つて耗羨も少なかったので、前署撫臣石禮哈が耗羨、秋糧耗および官莊學租の折價、税羨、州縣官の俸捐ともに五萬九千二百兩餘を公項に歸した由を述べた後に

但地丁糧米耗羨。係有常額。猶不致缺少。税羨一項。盈縮不常。不能以一時查出之數。遂爲定額。是以當石禮哈任內本年即缺銀九千一百六十餘兩。不得已。議將各官養廉。九扣給發。尙有不止九扣者。

といっている。つまり貴州省では税羨が缺少したために、やむをえず養廉を一割あるいはそれ以上、扣除して支給せざるをえない事態も生じたのである。

貴州・雲南等の省においては、地租が少なく従つて耗羨が少ないところから、税羨が公項の重要な財源となった。諭旨（4528a）雍正二年五月二十八日、雲貴總督高其倬の上奏に

雲南省……其有稅課之府州縣。每年報部正額銀共一萬四千七百餘兩。此外各府贏餘。多者四五千二三兩。少者五六百三四百至一二百兩不等。各州縣贏餘五六百二三兩。以至四五十兩不等。……謹將各屬稅課贏餘。酌定督撫藩司及府州縣留存養廉之外。每年共可得銀一萬二千兩。歸公充餉。……統以本年秋季爲始。解交藩庫。

とあり、雲南においても總督高其倬が稅羨を養廉及び兵餉に充てんことを請うているが、これに對し雍正帝は總督の裁量で行なえといっている。

湖廣省なども、最初楊宗仁が耗羨を少なめに加一と定めてから、耗羨の徵收率を増加することが困難であつた。諭旨(10 24 a) 雍正五年四月二十一日、吏部尙書・署理湖廣總督印務福敏の上奏中に

臣撫臣憲德。請將稅羨・小禮充餉。別於三分耗羨內。賞給養廉之處。查解司耗羨。原備闔省公事之費。若於此內動給。恐公用不敷。不若仍以荊關稅羨并鹽商小禮銀一萬四千兩。聽爲巡撫養廉。

とあり、湖廣省では耗羨は全省の公費に使用されるので、これを巡撫の養廉に支給しては公費が不足する。そこで荊關の稅羨と鹽商の小禮銀一萬四千兩をもつて巡撫の養廉としている。總督の養廉も同様である。諭旨(10 21 a) 署理湖廣總督印務・都察院左都御史福敏の上奏に

武昌廠稅一項。每年除解正額之外。約計贏餘或六七千。或七八千兩不等。又有鹽商未裁小禮銀四千兩。前任督臣楊宗仁。留此爲總督衙門養廉之用。

とあり、湖廣總督の養廉には武昌廠稅羨と鹽商の小禮銀が充てられている。

廣西省等も耗羨が少なかったらしく、稅羨を養廉の財源としている。諭旨(19 38 b) 雍正八年二月十六日、廣東布政使王士俊の上奏に

其梧州府所收落地稅羨銀兩。按數移解廣西藩庫。以充西省各官養廉。於西省究無所損。

とあり、梧州府で徵收した落地稅羨の若干を廣西布政司庫に解送して養廉としている。落地稅とは府州縣城あるいは鄉村

の鎮市等の市場などに卸して發賣する商品につき、その到達地で課する税をいう。諭旨(45 47 b)雲貴總督高其倬の上奏に思南・威寧・黔西・大定・畢節等處。俱有過往牛馬銅鹽并落地等稅。每歲可收至八九千金。少亦不下二三千金。而報解正項。不過數百。此等府州縣養廉。太覺有餘。

と見え、貴州省でも落地税はかなり重要な養廉の財源となっていたようである。

なお税羨が養廉の資となった背景には、養廉が佐貳・雜職等の微員にも擴大支給され、財源確保の必要があったことも事實である。諭旨(28 23 b)雍正八年三月二十六日、雲貴廣西總督鄂爾泰の上奏に、廣西省における首領・雜職・漢土司州佐等の官に養廉を支給することを上請した中に

臣查關地方。與撫臣金鉷。悉心酌議。統計應添之數。共一萬九千七百一十兩。倘蒙俞允。於潯・梧二廠稅羨項下。尙可支給。自雍正八年爲始。照新定之額給發。永以爲例。則公私兩便。

とあり、増加養廉銀一萬九千七百一十兩は潯・梧二廠の稅羨項下より支給したいといい、裁可されている。潯・梧二廠の稅羨については、世宗實錄卷七五、雍正六年十一月庚午の條に

諭戶部。廣西潯・潯稅課。每年贏餘銀三萬一千四百餘兩。著交與該撫。賞給府州縣及佐貳官。以爲養廉。とあり、毎年三萬一千四百餘兩という相當多額に上っていたのである。

稅羨の一種に鹽茶の贏餘がある。諭旨(16 41 b)雍正四年六月初四日、四川巡撫法敏の上奏に

查各屬鹽茶稅課銀兩。除正課及繳送各衙門規禮外。其中尙有羨餘。近准部文。各關俱令儘收儘報。但若全數報出。作爲定額。恐鹽茶或因天時。水旱出產難定。一時接濟不及。將來勢必貽害商民。若不報出。則又徒爲官吏分肥。莫若令兩司查明。酌存各官養廉。將所餘銀兩。儘其多寡。亦令解支藩庫。

とあり、四川省においては、鹽茶の盈餘をもって各官の養廉分を酌存し、その殘餘を布政司庫に解送せんことを上請している。雍正帝はそれは巡撫の權限内でやるべきことであると、硃批を與えているから、このまま實施されたことは疑いな

い。諭旨（3487b）雍正六年八月二十六日、四川巡撫憲德の上奏に

雍正五年。鹽茶正項。照額已交司庫。現今查出耗羨銀兩。除奏明賞給督撫及該司養廉數外。餘已解交藩庫。充爲軍需等公用者二萬餘兩。較前固已增加。

とあることによっても明らかであろう。ここでは茶鹽耗羨銀兩といっているが、贏餘を指すことはいうまでもない。なお諭旨（2670a）雍正六年六月十二日、雲貴總督鄂爾泰の上奏には

據各州縣銷鹽地方。續報出銷鹽羨餘銀一萬二千二百二十六兩六錢八分二釐二毫。

とあり、雲南省では銷鹽地方に銷鹽羨餘銀一萬二千餘兩あり、雲貴總督鄂爾泰はこれを養廉銀にあてんことを請い、雍正帝はこれを裁可している。

以上述べたように、稅羨は主として耗羨の少ない邊疆の省分において、そしてまた養廉が下級の地方官に擴大支給されるに及んで、その財源を確保するために、公項中に繰り入れられることになったのである。

(c) 礦 廠 贏 餘

貴州・雲南地方では耗羨額は少ないが、この地方には金錫鉛等の鑛山が多い。そこでその贏餘が公項に入れられ、養廉として支給される場合が多い。諭旨（2670a）雍正六年六月十二日、雲貴總督鄂爾泰の上奏に

箇舊錫廠抽收錫斤。并錫票稅銀等項。除報部額銀七千一百十五兩外。每年約餘銀五千餘兩。又金廠除報部課金七十四兩八分外。每年約餘金五六十兩不等。……將此錫金二項羨餘。儘收儘抵。

とあり、錫廠の餘銀、金廠の餘金をもって「錫金二項の羨餘」といいかえているから、餘銀・餘金が贏餘であることは明らかである。雲貴總督鄂爾泰はこれらの贏餘をもって雲南各官の養廉に充てようと願っていたのであるが、雍正帝はこれを裁可している。また諭旨（2872b）雍正九年正月二十八日、雲貴廣西總督鄂爾泰の上奏に、貴州省の養廉銀は五萬二千三

百兩を必要とするにつき、礦廠の餘息をこれに充てんことを請うている。すなわち

礦廠一項。毎年約可獲餘息五萬餘兩。請將此項給與黔省。以便補足石禮哈原議缺少之二萬餘兩。竝新添苗疆各員。及衝繁險難各員之養廉一萬一千九百兩。

とあり、礦廠餘息つまり礦廠の贏餘五萬餘兩のうち、一萬一千九百兩を新添苗疆の各員並びに衝繁險難の處の各員の養廉に充てたいと上請しているが、雍正帝は、これをも許可している。礦廠贏餘は支給養廉銀の二十三%を占めている。貴州省では礦廠贏餘が養廉銀の重要な財源であったわけである。因みに貴州省における礦廠餘息とは倭鉛によるものであったようである。諭旨(48²⁴b) 雍正八年三月二十七日、貴州巡撫張廣泗の上奏に、佐貳雜職並びに新設の苗疆における諸官に對する養廉銀の財源を、礦廠産する所の倭鉛の贏餘に求めたいと上請している。

今擬將貴州礦廠所産倭鉛。照滇省之例。動帑收買運售。除歸還課項外。每年餘息約可得銀五六萬兩。……將此項餘息銀兩。賞給黔省。以爲養廉之需竝一切公事之用。則諸凡皆得充裕。

この上奏に對し、雍正帝は「各官養廉一節。亟宜措置」という硃批を與えているから、張廣泗の倭鉛贏餘を貴州省における養廉として支給したいという上請は裁可されたわけである。礦廠は貴州のほか、雲南・四川にもあり、恐らくこれらの省分においても、礦廠贏餘が重要な養廉の資となっていたものと考えられる。

(d) 平頭・平餘

諭旨(469b) 雍正四年四月十四日、廣東巡撫楊文乾の上奏に

其解司平頭。粵東每年額徵銀一百餘萬兩。每兩三分。約共三萬一千餘兩內。除每兩三釐。爲布政司衙門首領・庫役人等養廉。餘銀督撫・藩司。均分爲養廉之費。各得銀九千餘兩。俱可足用。

とあり、廣東省においては、布政司庫に額徵銀を交納するとき、別に三分の銀を徵收される。これを平頭と稱し、布政司

の首領・庫役人・督撫布政司の養廉にあてられた。平頭銀は各布政司に届けられていた。諭旨（1610b）雍正四年三月初八日、雲南布政使常德壽の上奏には

所有臣衙門。經收各項贏餘銀兩。隨經按款細查。每年有經收民屯條丁・商稅・奏表等項。約共剩平頭銀九千餘兩。

とあり、雲南布政司には、民屯條丁・商稅・奏表等の項の銀を收納するとき、併せて平頭銀が徴收され、その額は九千餘兩に達し、これが贏餘銀兩として存貯されていた。平頭銀は贏餘銀であり、布政司だけでなく、その他の衙門においても徴收された。諭旨（687b）雍正元年三月初三日、兩廣總督楊琳の上奏に

鹽差衙門。從前陋規雖革。不無更名復立。臣於初次接管時。卽痛行革除。惟飭運使。照舊例收課。每百兩。留平頭銀三兩三錢。每年共一萬四千餘兩。

とあり、雍正の初め、兩廣の鹽運司では每百兩、三兩三錢の平頭銀を收め、一萬四千餘兩を得ている。また諭旨（5630a）雍正十年七月初二日、署理廣東總督鄂彌達の上奏には

運使衙門。向有收餉。每百兩加平三兩三錢。……除支解銅餉水脚・都察院飯食・起解各餉平頭路費及臣衙門書役工食・紙劄外。每年約餘五千餘金。以作養廉。已足敷用。

とあり、雍正十年になってもやはり、廣東鹽運司では鹽課を收める時、加平每百兩三兩三錢を徴收している。平は頭平もしくは平餘の意味であろう。鹽運司においては平頭の率の高いのが注意される。さらにまた諭旨（4074a）雍正五年五月十一日、浙江巡撫李衛の上奏に

〔九江關〕除收去正稅銀一千五百四十九兩之外。又百搬捐勒加耗・平頭・雜費銀一千五十七兩零。現在移文江西撫臣查覆。

とあり、稅關でもやはり平頭銀を徴收している。

それでは平頭銀とはいかなる贏餘であろうか。諭旨（2660b）雍正六年五月二十一日、雲貴總督鄂爾泰の上奏中に

再總理廠務。並無額給公費。惟請領工本。係庫平。而收買銅觔。則用尋常市平。每百兩約餘銀一兩零。歷來以此爲官役公費。今據總理廠務・糧儲道元展成報明。五年分約有平頭銀三千兩。查銅廠既旺。用人更多。是以仍循舊例。留爲總理廠務一切費用。

とあり、雲南銅廠では、工本を請領するときには庫平により、銅觔を收買する際には市平が用いられた。そこで百兩ごとに一兩の餘銀が残され、これを平頭銀と稱した。五年間に三千兩にも達し、これを總理廠務の一切の費用に充當している。つまり平頭銀とは庫平と市平との差額による贏餘をいったものである。

ところで平頭銀はまた平餘銀とも稱せられた。この兩者が同じ性質の贏餘銀を指すことは、兩者が捻出される過程を考察すれば、容易に理解されるであらう。平餘については諭旨(397b)雍正七年十二月初六日、江南河道總督孔毓珣の上奏中に

河庫向例。發辦物料工程錢糧。每平一百兩。較庫平短一兩八錢。謂之平餘。蓋民間買賣。皆用市平故也。每年河庫繳送臣總河衙門銀三千兩。與鹽商規禮銀二千兩。同作養廉。俱經前河臣齊蘇勒奏明。

とあり、河庫では河工の物料工程錢糧を支出する際、百兩毎に庫平に比べると一兩八錢短缺していた。この扣除した銀兩を平餘銀と稱している。扣除額は庫平と市平との差額によるものである。平餘銀は三千兩あり、河道總督の養廉の資にあてられている。なお平餘については、諭旨(3316a)雍正八年四月二十七日、河東總督田文鏡の上奏中に

此項平餘。惟支送巡撫養廉。……俱係原平。竝無平餘外。其他收放之間。輕出重入。方得有此平餘之數。

とあり、銀兩の收支に際し、收納のときには重く、支出には軽くし、秤をうまく操作して政府に銀兩が残るようにして得たる収入が平餘である。また諭旨(5068b)雍正六年六月初二日、浙江布政使高斌の上奏中には

浙省布政司衙門。收兌錢糧。每百兩有餘平二錢・餉費二錢。……餘平一項。則於兌銀時。豫將天平針鋒。敲斜偏重。暗爲加收。名曰每百兩二錢。實不無浮溢之處。

とあり、浙江省布政司では錢糧を收兌するとき、每百兩餘平銀二錢を收めている。兌銀の際には秤の針を斜めにして暗に加收し、これを餘平といったのである。餘平は二錢とはいいながら、實際にはこれ以上に加收を行なったのである。平餘はまた餘平とも稱せられたことが判明する。

衙門では銀兩の收支に際し、收納には大秤を用い、支出には小秤を用いたことは、いま述べた通りであるが、なお諭旨(402a)雍正元年六月十九日、雲南驛鹽道李衛の上奏にも

鹽道衙門。從前各道。凡收兌鹽課銀兩。俱用大平。每百較藩庫重二兩有餘。給發駄運脚價及各井竈戶柴薪工食。每百短平二三兩不等。

と見えている。雲南の鹽道衙門では鹽課を收める時には、布政司の秤より每百兩二兩餘りも重い大秤を用い、逆に運送費や鹽の生産者に支給する柴薪費・工食は、短平を用い、每百兩二三兩も少なかった。これがために、諭旨(4178a)雍正六年十一月二十二日、浙江總督管巡撫事李衛の上奏に

其從前加秤壓觔。苦累脚戶。大平收入。短扣兌出。以爲盈餘之弊。悉皆裁革。

とあるように、雲南では大平收入と短扣兌出とによって盈餘を出そうとする政策が甚だしくなり、鹽政に弊害をもたらすこととなったので、後には裁革されている。

ところで平餘は平頭と同じく、秤の操作でうる贏餘であるから、最初は一定の額は設けられていなかったようである。

諭旨(3316a)雍正八年四月二十七日、河東總督田文鏡の上奏に

自雍正六年七月二十一日到任起。至雍正八年二月初一日卸事。任內(山東布政使費金著)支放過正項耗羨共銀六百九萬三千餘兩。共平餘銀三萬餘兩零。除用去銀四千九百餘兩。已經自行奏明外。尚存銀二萬五千二百六十兩零。此項平餘雖無定數。然每平約七八錢不等等語。

とあり、山東布政司の平餘銀はもと定數がなかったのである。しかし衙門の公項、養廉銀の増加とともにその必要から次

第にその率が決められてきた。諭旨（1180b）雍正二年六月十三日、河南巡撫石文焯の上奏中に

至平餘之說。先據田文鏡曾言。州縣拆解錢糧。逐封歸併。每千兩有餘出六七兩四五兩不等。少則亦有二三兩。飭令州縣。解司歸公。或平餘之名卽由乎此。

とあり、河南巡撫石文焯は田文鏡の説を引き、河南では平餘は千兩中二三兩から六七兩の間にあるといっている。六七兩というのは多い方で、普通は錢糧の二、三%であつたらしい。諭旨（536b）雍正五年三月十三日、浙江布政使許容の上奏中に

兌收各屬錢糧。每千約有平餘銀二兩三四錢。各屬解司地丁。若收至二百萬兩。可收餉費銀四千兩。平餘銀五千兩。二共約銀九千兩。計一年添補旗餉折耗銀。不過一千一二百兩。所有餉費餘贍并平餘銀。將及八千兩。儘足供臣衙門一切薪水各項之用。

とあり、雍正五年の頃、浙江では二百萬の地丁銀が完納されるならば、平餘銀は千兩中二兩三四錢、その總額が五千兩あり、餉費餘贍銀とともに八千兩にも達し、布政司の薪水各項の用を足すことができるといっている。また諭旨（1354b）雍正五年二月初一日、廣東布政使常寶の上奏中には

有州縣所解錢糧。每兩有平餘銀三分。向係督撫藩司分作養廉之費。

と見え、廣東では州縣が布政司に錢糧を解送するとき、平餘銀三%を納入している。

一體、地丁錢糧の平餘銀とは第二次的の附加税である。先にふれたように、租税の大宗をなす地丁錢糧すなわち正税には何割かの附加税がかけられ、これが加耗もしくは耗羨と稱せられた。ところがこの正税と耗羨とを合わせたものに、更に第二次的の附加税が課せられ、これが平餘、餘平、平頭、併頭、加平、短平、積平、贏餘などと稱した。耗羨は主として官員の費用に、平餘は胥吏の費用に概ね使途が定まっていた。その率は二%前後であつたが、實際には三、四%に上っていた。それはこの平餘銀がさきに指摘したように、官員の養廉その他にも使用されたからであらうと思われる。

それでは州縣が錢糧を布政司に解送した實際の額はどの位あったのであろうか。諭旨（2939b）雍正二年十一月初九日、署理河南巡撫印務・布政使田文鏡の上奏中に

臣又查。據各州縣。拆解錢糧碎封歸併平餘。大州縣每年約有一千餘兩。中小州縣。亦有數百餘金。

と見え、河南省では大州縣は一千餘兩、中小州縣は數百兩の平餘銀が徴收されている。河南州縣數は百を超えている。いま假に平餘銀の額を少なめに見積り、毎州縣五百兩としても、五萬兩以上の平餘銀が徴收されたことになる。しかもこれは地丁銀についての平餘銀である。このほか鹽課、稅課その他に對しても平餘銀が徴收されたはずであるから、それらを合わせると相當な額になったものと思われる。いまそれらの額を算定することはできないが、以上説くところにより、平餘銀が河南省の地方經費として相當重要なものであったことは理解されるであらう。このことはその他の省分についても同様であらう。

最後に平餘の語義について考察を加えておこう。平はいうまでもなく秤^{はかり}の意味であり、餘は贏餘^{あま}の意味である。上述の實例により、平餘とは銀を收放する際、秤の操作によってえられた餘銀という意味であることは明らかであらう。このままでも語義ははっきりするが、諭旨（2670a）雍正六年六月十二日、雲貴總督鄂爾泰の上奏中には

酌給各官養廉銀兩。內布政司有平頭羨餘。

とあり、また同書中には

臣查布政使並無別項。自應將正雜平羨餘銀八千四百餘兩存留。以爲該司養廉。

とあり、平頭羨餘、平羨餘銀という語が見える。この二語が平餘の意味であることは、前後の關係から明らかであり、平餘は平頭羨餘あるいは平羨餘銀の略稱されたものと考えられる。」

(e) 坐平銀・扣平銀

平頭銀・平餘銀とよく似たものに坐平銀と扣平銀がある。諭旨(1574a)雍正五年十一月初一日、蘇州布政使張坦麟の上奏に

司庫收放錢糧。……其兌收各屬解到地丁正項錢糧。除隨正飯食外。每百兩加坐平銀一兩三錢。向例以爲解餉添平。併督撫季規及本衙門養廉之需。……計收一三坐平銀四萬二千三百六十四兩零。

とあり、江蘇省では正項地丁錢糧を收納する時、飯食銀の外、每百兩、一兩三錢の坐平銀を徴收し、その額は四萬二千餘兩に達し、その一部を布政使の養廉に充當している。また諭旨(3911b)雍正七年二月十五日、湖南布政使趙城の上奏にも至臣衙門。原於加一火耗內。收一分五釐坐平爲養廉。臣於上年二月回任。至十二月封印止。共收過坐平養廉銀一萬二千七百二十三兩九分。

とあり、湖南省では一分五釐の坐平銀を徴收し、一萬二千七百餘兩を收めて布政使の養廉としている。また諭旨(1964b)雍正九年十二月初六日、湖北巡撫王士俊の上奏には

各州縣錢糧。名爲加一火耗。俱有坐平等名色。核算實有加一四五不等。

とあり、湖北では錢糧を徴收する際、加一火耗をとることになっていたが、坐平等が併收されるので、加耗率は實際には加一四五にもなったといっている。ここでは坐平銀は加耗内にふくまれていたわけである。また諭旨(2670a)雍正六年六月十二日、雲貴總督鄂爾泰の上奏中にも

據糧儲道元展城開報。每年稅秋款費存銀四千九百兩。折徵坐平銀一千兩。共五千九百兩。查糧道只有此項。應仍存留。作爲該道養廉。

とあり、雲南においても坐平銀が徴收されている。

かように衙門では錢糧を受領する時、一、三%乃至一、五%の銀兩を餘計に徴收し、これを坐平銀と稱し、養廉その他の經費にあてていたのである。

扣平銀とは坐平銀とは逆に衙門が銀兩を支拂う時、何%かを扣除したものである。諭旨(536b)雍正五年三月十三日、浙江布政使許容の上奏に

向日陋規。凡支放水脚・工程等項銀兩。俱每千扣平三四兩不等。

とあり、浙江省では水脚・工程費を支給する際、千兩につき三四兩の扣平銀が扣除された。扣平銀は坐平銀の約二倍であったようである。ただ諭旨(3535a)雍正六年二月二十七日、陝西甘肅布政使孔毓璞の上奏中には

支放驛站俸工銀兩。每百兩歷任有扣平頭銀一兩至三兩不等。

とあり、甘肅では驛站俸工銀を支出するに、百兩につき一兩乃至三兩を扣除している。この率は少し高すぎる。甘肅では地丁錢糧が少なく、従って加耗も少ない上に、當時、布政司庫が混亂していた。しかも西藏が反し、その討伐のため前線基地の甘肅では兵餉の支給に苦慮していたので、とくに率を高くしたのかもしれない。このように支出に際して、頭をへずられた銀は、購入した物資の代價を支拂う時には節省銀といい、上級官廳から下級官廳へ、あるいは官廳から官役個人に對して支出する時には扣平銀と稱せられたのである。

いずれにしても、衙門では銀兩の收納支出に際し、何%かを徴收し、これを衙門の經費や養廉の資としていたのである。

(f) 平 規

平餘と同じ種類の贏餘になお平規がある。平規銀が捻出される手續きも、平餘とまったく同じである。諭旨(3535a)雍正六年二月二十七日、陝西甘肅布政使孔毓璞の上奏に

至臣衙門。凡臚州縣衛。起解錢糧。歷有平規。每兩二分五釐。以爲養廉。亦經前撫臣石文焯奏明在案。

とあり、甘肅布政司では州縣から錢糧を解送する時、每兩二分五釐すなわち二、五%の贏餘を加收して養廉としている。

この平規銀徴收の由來については、孔毓璞はつづけて次のように述べている。

惟各省協餉原無平規。而解到餉銀內間有多餘者。臣思解來餘銀。並無退還之例。亦不便侵肥入己。所以另設一櫃。放餉之時。照依部平彈兌。將多餘之銀。收貯櫃內。按數登入堂簿。於每年年終。將多餘之數。據實奏報歸公。

すなわち、甘肅省では外省から協餉を仰ぐ場合が多いが、この際には原則として平規はないのであるが、間々多餘の餉銀を解送してることがある。その時には、餘銀を返還する例もなければ、また布政使が懷に入れることもできない。そこで別に一櫃を設け、餉銀を支出する時、部平によって彈兌し、多餘の銀を櫃内に收貯し帳簿に記入しておく。毎年年末に餘剩銀數を奏報して公項に歸入したという。以上の記述から考えると、平規銀は平頭銀、平餘銀と殆んど變りはなく、贏餘の意に解せられる。さらに孔毓璞はこれにつづけていう。

其州縣額徵地丁。起解司庫。約計一十八萬餘兩。若州縣徵解全完。應有平規四千餘兩。……儘堪養廉。如有多餘。尙可充作地方公用。

つまり甘肅省の布政司庫に起解する地丁銀額は約十八萬兩である。もしこれが全完されるならば、平規銀は四千兩あることになり、これで布政司の養廉に足り、なお餘りあらば地方の公用にあてることができるといっている。

また諭旨（76b）雍正元年十二月十二日、江西巡撫裴率度の上奏中にも

布政司平規八千兩。……賞給一半。資臣薪水之需。餘俱留充公用。

とあり、江西巡撫裴率度は、布政司に存貯せる平規銀八千兩の半額を、その薪水費に充てんことを請い、裁可されている。

また諭旨（1197a）雍正三年十月初一日、甘肅巡撫石文焯の上奏中には

布政司養廉。尙有西寧稅規銀一千一百兩。雜稅平規銀六千餘兩。

とあり、甘肅布政司の養廉には、西寧稅規銀一千一百兩と雜稅平規銀六千餘兩とが、その財源となっていたという。以上の事實によって平規銀が養廉の資となっていたことが判明する。

なお諭旨（37 72 b）雍正六年三月十九日、江南京巡撫魏廷珍の上奏中に

督臣轄三藩司。其上江藩庫中。有平銀四千兩。爲總督養廉之資。

とあり、江蘇の上江布政司庫には平銀四千兩があり、これを總督の養廉としたいといっている。また諭旨（48 63 a）雍正四年十二月初九日、署理兩廣總督阿克敦の上奏にも

公用賞兵等項。惟有廣東藩庫平銀八千餘兩。可以支用。

と見え、廣東布政司庫に平銀八千餘兩があることを傳えている。平銀は平規銀もしくは平餘銀を指すものであろう。

元來、平規銀と平餘銀とは本質的に性質の異なるものである。平餘銀は純然たる贏餘であるが、平規銀は「平餘規禮」もしくは「平頭規禮」のつまったものとすれば、規禮銀の性格が強い。兩語はまだ見出しえないが、諭旨（13 54 b）雍正五年二月初一日、廣東布政使常賚の上奏中に

廣東布政使衙門。向來每年所得規禮平餘銀。約有三萬兩。臣到任後。隨將一切陋規。悉行禁革。

とあり、向來、廣東布政司には「規禮平餘銀」三萬兩があつたが、常賚が到任後、一切の陋規を禁革したという。ここでは規禮平餘銀を陋規といいかえているのに注目したい。この記載に相當する記事が前にも引用したが、諭旨（4 69 b）雍正四年四月十四日、廣東巡撫楊文乾の上奏中に

其解〔布政〕司平頭。粵東每年額徵銀一百餘萬兩。每兩三分。約共三萬一千餘兩。

と見える。ここでは前の規禮平餘銀が平頭と記されている。だとすると規禮平餘銀、陋規、平頭は本來は性質の異なつたものであつたが、後には贏餘の意味に用いられる場合も出來て來たようである。後者は雍正四年の額であり、前者は雍正五年に向來の額として記された額である。しかも、その額にほとんど差がないから、兩記事は同じ事を記したものであり、規禮平餘銀と平頭とは同じものをかく稱したに違いなからう。

それでは何故、平頭規禮すなわち平規が平餘と同じ内容、すなわち贏餘を指すようになったのであろうか。それは雍正

帝の耗羨提解、つまり地方公項の大改革に伴って、これまで蔭で授受されていた陋規、すなわち規禮を禁革したが、必要な規禮は半ば公然とこれを認めた。そして従来は禮金として授受された規禮が、錢糧の贏餘として徴收されるようになった。ここに規禮が贏餘という意味に變化した大きな原因があるようである。しかし、このように規禮が贏餘という内容をももつに至っても、本来の意味のものも依然として存在する。そこで雍正硃批諭旨の中には規禮といっても兩様の意味が存在し、混亂を來しているように思われる。後述するように税羨つまり商税の羨餘（贏餘）を税規といっているのも同斷である。

(g) 平 飯

諭旨（1494b）雍正五年九月十五日、吏部尙書・仍署理直隸總督宜兆熊等の上奏に

直屬布政司衙門。向有錢糧平飯一項。按察司衙門。向有驛遞公費一項。凡各衙門養廉及部科飯銀等費。均於此取給。

……所有布政司衙門。各項通共平飯銀三萬二千八百六十兩。相應奏明。一并歸公。

とあり、直隸布政司には錢糧の平飯銀、按察司には驛遞公費があり、各衙門の養廉及び部科飯銀はこれらから給をとっている。平飯銀は三萬二千八百六十兩あり、これを公項に繰り入れたというのが、直隸總督宜兆熊の意見である。ところでこの平飯銀は錢糧の耗羨から出ていた。諭旨（3983a）署理直隸總督事務提督楊凱の上奏に

雍正七年。提解耗羨內。除撥給養廉平飯外。應剩銀三萬四千九百餘兩。

とあり、司庫に提解した耗羨から養廉と平飯銀を撥給している。また諭旨（1475b）雍正五年閏三月十二日、署理直隸總督宜兆熊等の上奏には

查保定等六府。直隸天津等六州。所屬各州縣。共應徵收耗羨銀二十六萬九百五十四兩零。內除起解內部及司府平飯並各官養廉銀一十三萬五千八百十三兩零。實提解司庫銀一十二萬五千一百四十一兩。俱令存庫。遇有地方公事。奏明支

用。

とあり、直隸省の保定等六府、直隸州天津等六州の所屬州縣の徴收すべき耗羨銀二十六萬餘兩のうち、十三萬五千餘兩を中央の内部及び司府に起解する平飯銀並びに各官の養廉に支給し、残りを司庫に存貯して公事に使用したいといっている。

以上の記載から平飯銀は地丁錢糧の耗羨内から撥給され、布政司庫に存貯されていた銀兩であることが判明する。しかし平飯銀は布政司庫だけにあったものではない。諭旨（1493a）雍正五年九月十五日、吏部尙書・仍署理直隸總督宜兆熊等の上奏に

直屬天津關……一年所收稅銀。除已報外。尚未報出羨餘銀一萬六千五百九十二兩零。所有部科平飯各役工食及該員養廉等項。俱在其內。

とあり、天津關稅銀の贏餘をもって、中央の部・科の平飯にあてている。また諭旨（3711b）雍正十一年十一月十七日、長蘆巡鹽御史・暫署天津總兵官印務鄂禮の上奏中にも

錢糧出納。乃〔鹽〕運司責任。解部平飯。原係核定奏明。

とあり、長蘆鹽運司にも平飯銀があり、これを中央の戸部に解送している。すなわち、布政司、稅關、鹽運司等直接中央の戸部と關係のある衙門には平飯銀なるものが存し、これが中央に解送されていたのである。戸部のほか、六部・都察院等の衙門においても同様である。

それでは平飯とはいかなるものであろうか。諭旨（3711b）雍正十一年十一月十七日、長蘆巡鹽御史・暫署天津總兵官印務鄂禮の上奏中に

鹽課奉撥部餉。例有餘平・飯食二項。隨同搭解。若係撥解外餉及本地支給。則平飯銀兩。自必存贍。臣到任以來。見山東運司。屢次將餘銀報解。

と見える。直隸省にあっては、鹽運司が鹽課を戸部に解送するとき、餘平・飯食二項の銀兩を一緒にある割合をきめて送り届ける。もし鹽課を外省に撥解し、あるいは本地で支給する際には、平飯銀兩を鹽運司に存貯しておく。山東鹽運司ではしばしばこの餘剩銀も中央に報解されたという。ここでは平飯銀を餘平・飯食の二項としかえていから餘平飯食のつづまったものが平飯といわれたことは明らかである。つまり平飯銀は中央に解送するために、項目を立てられたのであるが、地方に存置されるものもあり、これがまた養廉銀として支給された。これについては後述する。

飯食とは飯食銀の意である。また飯銀ともいわれる。これまで掲げた記載によっても判明するように、中央の衙門は直接人民に接觸しないから、人民から手數料や賄賂をとることができない。そこで地方衙門がその手數料の何割かを中央衙門に送り届ける。飯食銀は地方衙門から戸部等中央衙門に解送されるものである。諭旨(311a)雍正八年正月初十日、河南河道總督孔毓珣の上奏に

此項飯食銀兩。係部堂司官。作爲養廉之用。

と見える如くである。雍正末年には戸部の官僚や胥吏等にも養廉・工食銀が支給されることになるが、飯食銀はその財源となっている。大清會典事例(光緒)卷二六〇「戸部俸餉」の條には

〔雍正十一年〕每年應解飯銀共九萬四千餘兩。令各省照例批解。爲戸部養廉之用。

とあり、雍正十一年には、九萬四千餘兩の飯銀が各省から戸部に解送されたのである。

平餘とは前節に述べた如く一種の贏餘である。平飯にはいろいろの呼稱がある。諭旨(5121a)雍正六年六月十一日、蘇州巡撫陳時夏の上奏に

查張坦麟交存應解部餉銀一百萬一千兩零。係雍正五年分經收之項。所需飯食添平銀三萬七千三百餘兩。彼等各屬解司庫。係隨正收存。……以爲將來解部之用。今張坦麟見臣提取耗羨。除派撥各官養廉之外。尚有贏餘。遂將此項平飯銀兩。竟不移交。

と見えるように飯食添平銀が平飯銀を指すことは明らかである。このほか飯食補平、補平飯食、飯費添平、添免掛平飯食、餘平飯食、飯食短平などの語もみな平飯銀を意味するようである。

それでは平飯銀はどの位、布政司、鹽運司等の衙門に存置されていたかというに、すでに先に述べたように、直隸省では三萬二千八百六十兩の平飯銀が布政司庫にあり、江蘇布政司庫には三萬七千三百兩の平飯銀が存していた。各省の布政司庫には大體三、四萬兩の平飯銀が存貯されていたようである。鹽運司、税關等の衙門にどれほど存置されていたか、まだ資料を發見しえない。

この平飯銀は前述のように、主として部餉とともに中央政府に解送されたが、餉銀が外省に解送され、あるいは本地で支給される際には、本地に存貯された。また諭旨(1595b)雍正七年正月二十九日、内閣學士兼禮部侍郎・署理江西巡撫印務張坦麟の上奏中に

各屬起解地丁。例有飯食銀。每年除支解外。約餘銀五千餘兩。

とあるように、起解してもなお餘銀を生ずる場合もある。これらのものが養廉として使用されたのである。諭旨(1472a)雍正五年三月二十二日、署理直隸總督宜兆熊等の上奏中に

直隸學臣養廉。經前督臣李紱奏請。每年於布政司平飯項下。支給銀二千兩。

とあり、直隸學政の養廉銀として布政司の平飯項下から二千兩を支給している。また諭旨(1469a)雍正五年二月二十五日、宜兆熊等の上奏に

臣等竇摺千總回保。捧到臣等前奏養廉不敷。懇將鹽課平飯銀兩。賞給分用一摺。奉硃批。應給與者。知道了。

とあり、署理直隸總督宜兆熊等は養廉が足らぬため、鹽課平飯銀を賞給されんことを奏請したが、雍正帝はこれを裁可している。以上の事實から分るように、平飯銀は地方大官の養廉銀の一部として支給されたようである。

(h) その他の贏餘

諭旨（14 27 b）和碩怡親王允祥の上奏中に見える福建巡撫劉世明の上奏中に、福建官吏、督撫以下府佐州縣九十九員に對する養廉銀が不足していることを述べ、その對策の一つとして

福建陸續報出閩安・竹崎・崇安・杉關併稅課司等五處。及上杭縣・泉州府河橋車稅贏餘銀共一萬一千三百二十兩零。とあるように、車稅贏餘銀一萬一千三百二十餘兩を養廉の資となしと上請しているが、これに對し、雍正帝は怡親王をして大學士を會同して議覆させようといっているから、この件は許可されたものと思われる。

また諭旨（17 11 b）雍正五年正月十二日、山東布政使張保の上奏には、養廉の財源を述べて

至萊陽縣海口船稅。……將雍正三年冬期四年春季。所收額稅及贏餘併臣分規銀兩。加倍扣算。一年可共徵稅銀七百七十兩。同膠州船稅。臣恭疏具題。請自雍正四年。增額解徵在案。

とあり、山東省では海口における船稅の贏餘が養廉の財源となっている。なお湖南省では雜稅贏餘が養廉の資となっている。諭旨（39 101 b）雍正七年二月十五日、湖南布政使趙城の上奏に

奉恩綸。命撫臣。將各府雜稅贏餘銀兩。添爲各官養廉。

とあり、同様の記載は諭旨（17 88 a）湖廣總督邁柱、湖南巡撫王國棟の上奏中にも見えている。首領・佐貳・雜職官に養廉を支給するための措置と考えられる。先に述べたように、湖南では耗羨を加一と低めに決めたために、養廉公費の財源に苦しんでいたのである。

雲南、貴州、福建など耗羨の少ない地方においては養廉の諸種の財源が考えられていた。諭旨（26 71 a）雍正六年六月十二日、雲貴總督鄂爾泰の上奏に

以上火耗・羨餘・公件。及布政司開報之找支・溢額。各屬報出之鹽餘。并三井節禮。通共一十六萬七千一百五十四兩

五錢七分二釐六毫。除存留府州縣。辦應本地方公事銀。共三萬五千三百四十八兩三錢一分四釐四毫。酌給各官養廉銀兩。云云。

と見える。すなわち公項の財源として火耗・羨餘・公件、找支・溢額・鹽餘・節禮などがあり、合計十六萬七千餘兩にも上っている。このうちから各官の養廉を支給したいと、雲貴總督鄂爾泰は上請している。この中で火耗・羨餘については、すでに述べた。鹽餘・節禮については後述するので、ここでは省略する。雲南貴州に特殊なものは公件・找支・溢額である。公件については諭旨（267a）雍正六年六月十二日、雲貴總督鄂爾泰の上奏に

滇省賦少事繁。一切公事。向俱派民間辦應。經前撫臣楊名時。飭令各屬。照糧均派。隨徵完納。名曰公件。

とあり、また諭旨（269a）雍正五年十月初八日、雲貴總督鄂爾泰の上奏には

迨楊名時到任。於康熙六十一年間。將各屬公事。核其應需者。每年照糧均派。隨正完納。勒石曉諭。名曰公件銀兩。此外不許再加派擾。使小民知有定額。不受書役苛索。在有田之百姓。因向有隱射。或侵占無糧之田。亦樂於完納。數年以來。百姓安之。

と見える。すなわち、雲南では田賦は少ないが、公事は頻繁である。そこで楊名時が巡撫として到任してから、康熙六十一年の間において、各属の必要な経費は耗羨以外に田糧に割りつけて徴收し、これを公件銀兩と稱した。これを石に勒して百姓に曉諭し、これ以外には苛派することを許さないとし、また人民に定額あり、書役の苛索を受けないということを知悉させようとした。田地をもてる百姓は、これまで蔭の需索があり、無糧の田を侵占されるなど、諸種の弊害があったので、むしろ率先して公件銀兩を完納することを願った。これがため數年以來、百姓はこれに安堵していたという。この公件銀の額については、同書に

公件銀一十一萬四千六百四兩零。內除尋甸路南順・寧和・曲祿等府州攤丁鹽課。共銀三千三百三兩零。實該公件銀一十一萬一千三百一兩零。

と見え、約十一萬餘兩の額に達していた。これが公項中に入れられ、一部は養廉銀として支給されたのである。世宗實錄卷七五、雍正六年十一月乙亥の條に

諭戶部。滇省邊鎮諸臣。用度不敷。朕深爲軫念。著將報明公件餘剩銀一萬三千兩。全行賞給提鎮等官。以爲養廉。若有贏餘。令該提鎮酌爲營伍公事之用。

とあり、公件餘剩銀一萬三千兩を提督總兵官に與え、その養廉の資としている。

ところで公件銀制定の初めには一定の額があり、これ以上は徴收せぬと、石にまで刻して人民に約束したものである。

ところが臨時の經費が必要になると、事に應じて臨時に徴收するようになった。諭旨(456b)雍正元年九月二十日、雲貴總督高其倬の上奏に

雲南各州縣。於火耗之外。歷來有名曰公件一項。取之民間。隨事收派。甚爲民累。

とあり、何か事件が起るとまた隨事人民に割りつけて徴收し、甚だ民害をなすに至ったようである。

找支については諭旨(1457a)雍正二年十一月二十四日、福州將軍宜兆熊の上奏に

福州駐防四旗官兵。月支米穀草束價值。經前撫臣許嗣興題請加增。……後於康熙五十一年秋冬起。至雍正元年秋冬止。歷經各撫臣題請。白米每石一兩。粟米九錢。穀四錢五分。草每束九釐。亦蒙聖恩。俱准折給找支在案。

とあり、さらにこれに續いて

查歷年題請。實係豐收之年。的確價值。倘遇歉收。卽有不足。仰懇皇恩。嗣後白米每石照一兩。……按月准其關支。俾甲兵得以採買。無不足之虞。且可免按季題請補給之煩也。

と見える。軍隊に價銀を支給して米穀草束を採買させるとき、豐年で糧草價が安いときには採買が容易であるが、歉收昂價の際には、與えられた額銀では採買ができぬ。そこでその不足額を貼補するために與えられたものが找支である。福建省では找支があり、恐らくその餘銀がまた養廉の財源に繰り入れられていたのである。また諭旨(2670a)雍正六年六月

十二日、雲貴總督鄂爾泰の上奏中に

找支馬價。毎年餘銀一千九百一十八兩八錢。

とあり、雲貴では馬價の找支に毎年餘銀一千九百餘兩を生じている。こういう餘銀が養廉の財源にまわされたものと思われる。

つぎに溢額については諭旨（14 19 a）福建巡撫劉世明の上奏に

福建各州縣。經徵錢糧米石外。有溢額之項。……同前撫臣朱綱查出溢額銀米。通計前後。共溢額銀一萬四百三十兩。

米七百五十三石零。

とあり、福建各州縣で溢額銀一萬四百三十兩、米七百五十三石餘が查出されたという。この起原については、諭旨（14 17 b）雍正七年三月十一日、福建巡撫劉世明の上奏に

聞其閩縣侯官……等十一州縣。毎年溢額銀約共八千八百五十餘兩。米六百石。現經查出數處。多係百姓從前開墾。報縣陞科。州縣官不爲轉報請題。竟將此項錢糧。歷年侵蝕肥己。上下通同。已成銅弊。

と見える。すなわち福建の閩縣等十一州縣では毎年溢額銀が八千八百五十餘兩、米は六百石ある。數ヶ處を査檢したところ、多くは百姓が開墾してその陞科を縣に報告している。しかるに州縣官は、これを報告せず、この錢糧を侵蝕し、上下が通同して銅弊をなしているという。つまり州縣官には開墾の陞科溢額を着服する者が多くいた。福建・雲南・貴州など開墾の行なわれていた省分ではこの溢額がまた養廉の財源となったのである。

(3) 規 禮 銀

(a) 陋規とは何か

清代の官吏は俸祿を支給され、衙役は工食銀を與えられ、兩者を合わせて俸工銀という。この俸工銀は恐らく國初から全部天引きして捐納することになっており、一省の公費はこれによって賄われていた。雍正三年、俸工銀の捐納が禁止され、官吏衙役はそれぞれ俸工銀を受領するようになった。衙役の俸工銀は僅かに年間十兩前後であるが、本人が一人であれば何とか暮してゆける。ところが官僚は俸祿が少ない上に、家族のほかに多數の家人を擁しているのも、俸祿だけでは到底暮してゆけない。ここから養廉銀が支給されることになったことは先に述べた通りである。ところがこの中間の胥吏の手當については、何らの措置がなされていない。しかし胥吏として収入がなければ暮してゆけぬことはいうまでもない。この胥吏の収入の資となったものが陋規である。陋規には廣義と狹義の意味がある。廣義では、公人が公務について法律で定められた給與以外に受領する収入をさす。そこで俸工銀捐納の時代には、官僚も陋規で生活を支えていたことになる。この養廉銀はこの陋規を整理し、一旦公に歸した後、あらためて支給されたのである。養廉銀制度の制定以來、陋規は養廉に對して用いられ、官僚が養廉銀以外に受領する場合に、かく稱せられた。これは官僚の場合であり、正規の手當を受けぬ胥吏には通用しない。

胥吏には正規の手當は公然とは認められていなかったが、先きにもふれたように、平餘銀が胥吏の取得分となっていた。ところがこの平餘銀が官僚にまきあげられ、あるいは胥吏が平餘銀以外に人民から徴收しようとする、別に名目を立てなければならぬ。これを私派、科派といい、この名目が陋規とよばれた。これが狹義の陋規である。つまり平餘銀までは黙認されているが、この線をこえたものが陋規と稱せられたのである。^②

陋規は嚴密にいえば、以上のように廣狹二義に分れるが、實際には截然と分けることはむづかしい。官僚が陋規をとろうとすれば、胥吏の援助がなければ不可能であり、胥吏もまた官僚の黙認がなければ實行は困難である。雙方はもちつまたれつ密接な連絡をとって陋規の受領が行なわれたのである。

ところでこの陋規はまた規禮とも稱せられた。諭旨（1446b）雍正元年五月十四日、福州將軍宜兆熊の上奏に

臣於雍正元年二月二十二日。莅任。即清查本衙門一切陋規。盡行革除。再查琉球國貢使。獨於臣衙門。向有每年規禮。臣恐受此殊失朝廷柔遠至意。隨曉諭琉球來使。永行禁止。

とあり、陋規を規禮とおきかえていることによって明らかである。また規禮が規例と同じものであることは、諭旨（5116

a）雍正六年三月二十九日、蘇州巡撫陳時夏の上奏中に

督臣衙門。上下兩江布政司。每年各送規禮銀四千兩。江西亦然。驛鹽道亦有規例。未知確數。

と見え、督臣衙門に解送する陋規を兩江布政司では規禮銀といい、驛鹽道では規例といっていることによって分る。

ところで陋規の財源は主として耗羨であつたらしい。諭旨（1186b）雍正二年十月十五日、署理浙江巡撫印務・河南巡

撫石文焯の上奏に

各衙門養廉規例。皆出自州縣耗羨之內。

とあり、諭旨（1167a）雍正二年三月初三日、河南巡撫石文焯の上奏にも

上下各衙門。各有節禮等項。皆出自州縣耗羨之內。今將耗羨歸公。所有一切規禮。臣已通飭盡行革除。

と見える通りである。節禮とは節日に屬官等が上司に贈る規禮である。これについては後述する。

ところで耗羨を徵收しえぬ府衙門では、所屬の州縣から陋規が送られる。その若干を自ら取った後、残りを上司の衙門に遞送する。かくして督撫あるいは中央政府までも陋規が届くことになる。諭旨（458b）雍正元年九月二十八日、雲貴

總督高其倬の上奏に

臨安府知府王倬。……每季生日。收大姚令吳繩武孟緞規禮過多。

とあり、臨安府知府王倬は、所屬の大姚縣令吳繩武から、每季誕生日に孟・緞・規禮を多量に求めている。また諭旨（4

69b）雍正四年四月十四日、廣東巡撫楊文乾の上奏に

至於屬員餽送。臣槩不敢沾染。即通省各官。凡屬員餽送禮節等項。亦盡皆嚴禁。

とあるように、廣東省では從來巡撫に屬員が餽送禮節の名目で陋規の解送を行なっていた。また諭旨(5120)雍正六年六月十一日、蘇州巡撫陳時夏の上奏には

淮安徽撫臣咨稱。司庫有應繳督臣規禮銀四千兩。江安糧道有應繳規禮銀四千兩。江西撫臣咨稱。例有應繳督臣規禮銀四千兩。臣遵查江蘇司庫。有應繳規禮銀四千兩。三省向例約略相同。合共銀一萬六千兩。照例繳送。

と見え、兩江總督には安徽の布政司庫、江安糧道、江西巡撫、江蘇の布政司庫から、それぞれ四千兩、合計一萬六千兩の規禮銀が解送されていたのである。

かように陋規が半ば公然とみとめられていると、官僚の搾取の弊害は止る所を知らなくなる。諭旨(3179b)雍正六年九月初八日、河東總督田文鏡の上奏に

此等銀兩(漕倉陋規)。雖解自州縣。無非百姓之膏血。上司每年照數取索。而州縣每年照數派徵。州縣假借解送之名。而魚肉小民。用一派十。解糧道者。雖不及二萬兩。派小民者。竊恐二十萬兩。尙不止也。

と見える事實は重大である。つまり漕倉の陋規銀は州縣から解送されるが、みな百姓の膏血から出たものである。毎年上司が一定の額を要求すると、州縣ではその額を参照して人民から割りつけて徴収する。その際、州縣官は運送費に名を假りて、實際の額の十倍も人民に割りつける。糧道衙門に解送する規禮は二萬兩に及ばぬが、人民に割りつける額は二十萬兩に止まらぬという。この多額の闇の陋規が殆んどみな官僚の懐にはいりこむ。こういう弊害を除去するために陋規を禁止し、養廉銀を支給することになったことは、先に述べた如くである。

ところで諭旨(1788a)湖廣總督邁柱・湖南巡撫王國棟の上奏に

湖南司道府州縣各官。自雍正元年。將額徵錢糧耗羨。分給養廉之後。一切陋規革除殆盡。實無餽送私收情弊。

と見え、湖南省では陋規を革除し、養廉を支給してから、餽送私收の弊害は跡をたったという。なるほど湖南では陋規の弊害が少なくなったことは事實であらうが、永年の陋習は一舉にして廢除されるものではなかった。諭旨(3186a)雍正

六年九月初八日、河東總督田文鏡の上奏に

山東州縣。不論大中小。每州縣給養廉銀一千兩。而上司陋規。每年却用至三四千兩。斷不可少。

とあり、山東省では州縣官に一律に養廉銀一千兩を支給していたが、上司の陋規が依然として残っており、毎年三四千兩にも及んでいたという。また諭旨(58^{34 a}) 雍正七年二月初八日、山西巡撫石麟の上奏中に、雍正帝の諭旨を載せている。

今觀山東巡撫司道等官之私收陋規如故。則他省或有似此欺隱私受者。亦未可知。著各省督撫。一一嚴查據實陳奏。

(諭旨(48^{27 a}) 雍正八年六月初八日、貴州巡撫張廣泗の條同じ)

すなわち山東省においては、養廉銀支給後も、巡撫司道等の官が依然として陋規を私収していた。そこで雍正帝は各省でもこのような欺隱が行なわれているかもしれないから、各省督撫に調査を命じたのである。

ところで先に述べたように、陋規の主體は耗羨であったが、商人の出す規禮、税規もまた陋規としてかなり重要な意義をもっていた。ことに鹽商や當商の出す規禮は相當重要な役割を演じた。これは鹽規、當規といわれた。このほか、規禮銀には漕規、分規、平規などがあり、養廉、公費の財源となっていたのである。

(b) 税 規

税とは商税をいう。商人が商品を運搬販賣するについては、税關の通過手續、商品の盜賊からの保護、その他において商人は地方官に厄介をかけている。そこで商人は業務を圓滑にはこび利益を確保するために、關係官廳につけ届けを贈る。これが税規である。諭旨(11^{97 a}) 雍正三年十月初一日、甘肅巡撫石文焯の上奏に

布政司養廉。尙有西寧稅規銀一千一百兩。……臬司養廉。尙有西寧稅規銀五百五十兩。至巡撫衙門養廉。尙有西寧靈州稅規銀各一千一百兩。

とあり、甘肅布政司、按察司、巡撫には西寧靈州の税規銀が送られ、その養廉の財源となっている。また同書には

除有税規之道府等官。足資養廉。槩不議給外。其餘道府。各給養廉銀一千兩。

とあり、甘肅省では税規ある道府官にはそれが養廉の資となるから、別に養廉銀を支給しないといっている。また諭旨(2671a)雍正六年六月十二日、雲貴總督鄂爾泰の上奏にも

雲南等六府。前因向有税規。未曾議給養廉。今税規俱已歸公。亦應給與養廉。

とあり、雲南等六府では、これまで税規があったので、養廉を支給しなかったという。これを逆にいえば、税規を公項に歸入した後は、税規が養廉の財源となったことはいうまでもないであろう。

また諭旨(1220a)雍正五年四月十八日、四川巡撫馬會伯の上奏には

巡撫衙門。每年向有各税規・條糧耗規・鹽茶耗規。共銀三萬九千六百六十兩零。以爲養廉。

とあり、四川省では税規が巡撫衙門の養廉の資となっており、また諭旨(642a)雍正二年五月二十九日、貴州巡撫毛文銓の陋規についての上奏中において、毛文銓は

臣衙門共有節禮銀七千兩。……有藩司平頭銀二千兩。標下親丁銀二千一百餘兩。貴陽等府州縣税規銀三千六百兩。又

有官租米八百石。相應逐一奏明。應否作何賞給臣養廉之處。伏乞皇上指示欽遵。

といっており、税規が貴州巡撫の養廉の重要な財源となっていたことが推察される。

ただここで注意すべきことは、税規と税羨とが混同して使用されていることである。諭旨(418a)雍正三年八月初三日、

署理貴州巡撫印務・威寧總兵官石禮哈の上奏に

臣與督臣高其倬悉心詳議。邊將火耗・税規・官莊三項。通盤打算。酌議各官養廉及一切公費數目。

と見え、貴州省では火耗・税規・官莊の三項をもって各官の養廉を支給したいと、石禮哈は上請している。同様のことを、諭旨(4548b)雍正三年二月十二日、雲貴總督高其倬の上奏では

至各官官莊米穀・税羨及通省錢糧之耗羨。將三項一併清查。通行會計。酌定養廉。

とあり、耗羨・稅羨・官莊の三項をもつて養廉の資としたいと高其倬はいつている。この二つの記事にいうところの稅羨・稅規はまったく同じものを指していることは明らかである。元來、稅羨とは商稅の羨餘（贏餘・盈餘）であり、稅規とは商人が商稅を納入するに際して衙門に納付する規禮の意味であるから、兩者はまったく性質の異つたものである。しかし先にも述べたように、雍正帝が不明朗な耗羨を一應公項に歸入し、また必要な規禮は半ば公然と認めて以來、從來の規禮は贏餘（羨餘・盈餘）として認められ、財政的には贏餘として措置され、收納されるものがでてきた。ここから稅規すなわち商稅の規禮も贏餘として、つまり稅羨として取扱われるように變化して、本來の稅羨の中に繰り入れることになった。このようにして稅規と稅羨とが混同されて使用されたものと考えられる。本稿では稅羨と稅規とを一應區別して考察を加えたが、實際、雍正時代には、兩者を區別することがむづかしい場合がある。いづれにしても貴州、雲南、四川、甘肅など邊境の省分においては、錢糧の耗羨が少ないため、稅規が養廉の重要な財源であつたことは、先に述べた稅羨の項とを併せ考えるならば、さらに明瞭になるであらう。

(c) 鹽規・茶規

稅規の一種と考へべきものに鹽規がある。鹽商の出す規禮銀である。鹽商は宋代以來、もつとも資本の大きい商人として發展して來た。それは宋代に鹽の專賣制度が確立し、鹽商は政商として鹽販賣において、政府から非常な庇護を加えられ、特權を與えられたからである。ことに清代の鹽商は地方官とは密接な關係がある。販賣許可證たる鹽引や票の交付、あるいは鹽貨の運搬に際しての検査においては地方官の手數を煩わす。また原價の數十百倍にも上る官鹽を販賣するのであるから、閭閻を政府に取締ってもらわなければ鹽商の鹽は賣れない。こういったところから、鹽商は督撫以下の地方官あるいは軍隊等に禮金を贈る。これが鹽規銀といわれる。諭旨（322a）雍正七年二月十一日、河東總督田文鏡の上奏にあるいは軍隊等に禮金を贈る。これが鹽規銀といわれる。

鹽商原係富商。且皆各省之人。運鹽入境。以取民利。地方官有捕私督銷之責。每逢生辰令節。鹽商有所餽送。亦屬情

理之常。

とあり、河東總督田文鏡も、地方官が鹽商の鹽販賣に協力しているのだから、鹽商が地方官に餽送するのは人情の當然というものであるといっている。

そこで總督巡撫などになると、相當な大金が贈られる。諭旨(15b)雍正四年八月二十八日、署理江南江西總督印務・都統范時繹の上奏中に

查弼納在總督任內。每歲有安徽・江蘇・江西藩規銀各四千兩。江安糧道銀三千餘兩。再鹽規銀二萬四千兩外。又小禮銀一千二百兩。照常收受。爲公用日用之費。

とあり、兩江總督には毎年、安徽・江西・江蘇の布政司から届けられる規禮銀一萬二千兩、江安糧道からの規禮銀三千兩のほか、鹽商からは二萬四千兩という巨額の鹽規銀という小禮銀一千二百兩が贈られ、公費日用の費となっている。つまり兩江總督の公費養廉のうち、六十三%を鹽規銀が占めていたのである。また諭旨(131a)雍正元年四月十一日、巡視兩淮鹽課・都察院右僉都御史謝賜履の上奏中には

本部院衙門(湖廣總督)。毎年鹽規四萬兩。

とあり、湖廣總督には鹽規銀四萬兩が届けられている。湖廣省は淮南鹽の最大の販路であり、閩鹽の販賣も活潑であるところから、鹽商はとくに奮發したものと思われる。

また諭旨(403b)雍正元年六月十九日、雲南驛鹽道李衛の上奏に

巡撫楊名時云。每年有五萬二千鹽規。內有六千我不曾要。止收四萬餘兩。爲賠墊廠課併從前軍需等項。

とあり、雲南では巡撫が四萬餘兩の鹽規をうけている。雲南は耗羨が少ないために、とくに鹽規が多く要求されたものであろう。また諭旨(1590a)雍正六年十月二十日、署理江西巡撫印務張坦麟の上奏中には

臣衙門有鹽規銀一萬六千六百。

とあり、江西巡撫には鹽規銀一萬六千六百兩が贈られている。

なお浙江總督は批驗所における掣驗に立ちあう。鹽商の運ぶ鹽斤と鹽引に記入された鹽斤數とが合致するか否かを検査することを掣驗という。^③ 諭旨(5296a) 浙江總督程元章の上奏中に、總督の養廉について述べた後に

奏明毎年兩次掣鹽。每掣有規費銀二千兩。爲本身公事犒賞等用。

とあり、浙江總督は毎年二回掣驗に出席すると、毎回鹽商から二千兩づつの規費銀が贈られた。これを掣規と稱し、養廉の資となったのである。浙江總督には別に鹽規銀があり、それらを合すると相當な額になったはずである。

鹽規は總督、巡撫のほか、鹽務關係の官僚に贈られる。兩淮鹽政には毎年四萬八千四百兩という巨大な鹽規銀が届けられている。^④ また鹽を販賣するには密賣を取締る必要がある。このためには軍隊の力を借りなければならぬ。ここから武官にも鹽規銀が贈られる。諭旨(3834b) 雍正十年正月二十八日、署理湖北彝陵鎮總兵官治大雄の上奏中に

查有淮鹽商人。經兩淮鹽臣。檄委在於彝陵地方。設立關卡。盤查與販川私鹽斤。奉文每月輪撥水師營兵丁。協同鹽卡巡役。在彝河上下巡查。以杜越境私販。是以商人。每歲在總兵衙門。餽送規禮銀六百兩。

とあり、淮鹽商人は湖北の彝陵地方に關卡を設立して、四川私鹽の越境を取締ってもらっているために、毎年六百兩の鹽規銀を總兵衙門に贈っている。また諭旨(211b) 雍正六年四月十五日、直隸天津總兵官岳超龍の上奏中に

總兵衙門。除鹽規之外。尚有鹽商每年餽送節禮銀二百兩。臣荷蒙皇上隆恩。將鹽規銀二千六百兩。賞臣養廉。

と見え、天津總兵官には毎年鹽商から二千六百兩の鹽規銀が贈られ、これを養廉の資となしている。

その他、地方の下級衙門にも鹽規があつたことは、諭旨(161b) 雍正二年四月十五日、巡視長蘆鹽課・監察御史奔鶴立の上奏中に

將濟南等各府廳州縣。向有鹽規者。檄飭運司嚴行核減。

とあり、府廳州縣にも鹽規が贈られていたことを示している。また州縣の佐貳・雜職にも養廉が支給されるに及び、鹽規

銀がその財源となったことは先に指摘した通りである。鹽規銀が書吏にも及んでいたことは、前掲の岳超龍の上奏中に

鹽商每年與臣衙門（天津總兵官）書辦飯銀二百八十八兩。

とあり、天津總兵官の衙門の書辦に飯銀として長蘆鹽商が鹽規銀を届けている。

それでは鹽規銀の額は一體どの位あったのであろうか。總督・巡撫・總兵官等については、先に例示したので、その他、若干の具體例を示すと次の如くである。

河道總督

鹽規銀二千兩^④

長蘆按察司

〃 千二百兩^④

開封府

〃 八百兩^④

なお府州の鹽規銀額については、諭旨（322b）雍正七年二月十一日、河東總督田文鏡の上奏中に

據糧道陳世倌。將各府州鹽規銀共六千一百餘兩。開報前來。

とあり、河南省の各府州の鹽規銀は合計六千一百餘兩あったという。これをもって大體、他の省分の額を類推することができるであろう。

浙江省全體の鹽規銀については、諭旨（107a）雍正三年十一月二十七日、署理浙江巡撫印務・吏部侍郎福敏の上奏中に
據藩司呈報。本年鹽規銀七萬八千九十兩。已經鹽道庫收過銀一萬八千三百兩。現在催解司庫。

と見え、雍正三年には、浙江省の鹽規銀は七萬八千九十兩に達したという。浙江における耗羨銀額は十四萬兩といわれる^⑤から、浙江では鹽規銀は耗羨銀の五十六%を占め、公費養廉の重要な財源となっていたことが判明する。また湖北については諭旨（2246a）雍正七年三月初八日、湖北布政使徐鼎の上奏中に

聞向日鹽規。每年約有十五六萬兩。今止令每年捐銀十萬兩。本屬省減。

とあり、もと鹽規銀は十五六萬兩あり、雍正七年の頃には十萬兩に輕減されたという。ところで湖北の耗羨は、諭旨（22

44b) 雍正七年三月初八日、湖北布政使徐鼎の上奏中に

湖北額徵錢糧。通共一百一十一萬一百餘兩。照加一耗羨合算。共銀十一萬一千兩零。

とあり、また諭旨(57 10 b) 湖廣總督邁柱・署理湖北巡撫趙弘恩の上奏中にも

湖北每年耗羨銀一十一萬一千八百三十九兩零。

とあり、雍正七年の頃、湖北の耗羨銀は大體十一萬一千兩ほどであったようである。すなわち雍正七年の頃には、湖北の鹽規銀と耗羨銀とはほぼ同額の十萬兩餘であったことが分る。

ただここで注意すべきことは、上述の鹽規銀額は表面にあらわれた額であつて、表に現われぬ額が相當あつたことは認めなければならぬであらう。時代は大分下るが、陶文毅公全集卷一六「前奏辦理蘄務情形尙有未盡謹再縷陳摺子」に

此外尙有鹽規・匣費等款。係有陋例。……幾至視同正款。

とあり、また同書卷一二「籌議加斤減價兼疏積引摺子」に

於商人成本各款內。革除規費銀約二百萬兩。

と見えるように、道光時代になると、鹽商の鹽規銀は鹽課の正款と同額の二百萬兩にも達していたのである。この額から直ちに雍正時代の鹽規銀の額を割り出すことはできないが、相當巨大な額に達していたことは間違いないであらう。つまり鹽規銀は公費養廉銀の財源として、耗羨につぐ重要なものであつたのである。

そこで鹽規銀も耗羨と同じく一應布政司庫に提解されていた。諭旨(35 3 b) 雍正九年十二月初七日、通政司右通政・署理蘇州巡撫喬世臣の上奏に

臣查。冊開兩淮鹽規。除先經題明充餉外。尙有原載奏存冊內銀一萬四百餘兩。除河務各員名下。一千九百餘兩。向係商人津貼修理閘壩等費。應聽河臣酌量留用。其餘各員名下。並應提貯司庫。以爲地方緊要有益民生之事。備充公用。

とあり、兩江においては鹽規は布政司庫に提貯されていた。また先にも引用したが、諭旨(10 7 a) 雍正三年十一月二十

七日、署理浙江巡撫印務・吏部侍郎福敏の上奏に

前撫司法海奏明。抵充公用之鹽規・馬械等銀。據藩司呈報。本年鹽規銀七萬八千九十兩。已經鹽道收過銀一萬八千三百兩。現在催解司庫。

とあり、浙江省においても鹽規は布政司庫に送り、公項に抵てられていた。

しかしながら、鹽規はみな布政司庫に提解されるとは限らなかった。諭旨（1964b）雍正九年十二月初六日、湖北巡撫王士俊の上奏に

查司道府廳州縣。除火耗養廉之外。尙有鹽規・糧規・當商雜稅等項。歷來各自收受。添補養廉。有數千金・數百金之不等。均未據實報出。解至藩庫。從公發給。偏枯更甚。夫司道府廳養廉。私相授受。不免開餽送需索之端。鹽規各項。自行收用。不無額外勒取之弊。

とあり、湖北では司道府廳州縣官が火耗、鹽規、糧規、當商雜稅を各自收受し、布政司庫に解送し、然る後に公平に分配しないために、甚だしく偏頗が生じている、ことに鹽規は額外に勒取する弊害が生じているとし、湖北巡撫王士俊は耗羨・鹽規などすべて一應布政司庫に解送し、地方の繁簡を參酌して養廉の多寡を決定したいと上請している。しかし湖北では布政司への提解は遂に實現しなかった。

鹽規は規禮であるから、とかく額外に多く受け易い。そこで、河東總督田文鏡も、この弊害を除くために鹽規の歸公、すなわち布政司庫に一應送り届けることを願ひ出た。諭旨（322a）雍正七年二月十一日、河東總督田文鏡の上奏には

舊有鹽規一項。在鹽商以爲成例已久。分所當送。但既蒙皇恩優渥。賜以養廉。願將此項鹽規。悉行歸公。以充運漕之用。

と見えている。つまり田文鏡としては、鹽商が鹽規を地方官に贈り、地方官がこれを受けるのは分として當然であるが、いま養廉を受けるようになった以上は、鹽規を公項に繰り入れ、漕運の用に供したいというのが田文鏡の考えである。こ

れに對して雍正帝は、次のよう硃批を與えている。

此事卿當再加斟酌。朕意緝私銷引。地方有司。均關考成。些微鹽規。留與伊等。一者資助薪水。稍覺饒裕。二者難保歸公之後。不於此外重複需索。若然則於衆商。殊有礙也。

すなわち、この鹽規のことは、もう一度考えなおせ。思うに私鹽の取締りと鹽引の消化のことは、地方官の責務であることは間違いない。さりとて僅かの鹽規を彼等に與えるのは、一つには彼等の手當てを資助して稍々饒裕さを覺えさせるにある。二つには、鹽規を公項に歸入した後、地方官が重ねて鹽規をとらないということを保證し難い。もし需索が行なわれると、また鹽商を苦しめることになるではないか、といって、雍正帝は一律に鹽規を公項に繰り入れることに反對している。雍正帝の考えでは、各省の事情に應じ、鹽規を歸公すべきか否かを決定すべきであるというに於つたようである。

鹽規と同類のものに茶規がある。諭旨（35 36 b）雍正六年六月二十一日、陝西甘肅布政使孔毓璞の上奏に

甘肅撫臣衙門養廉。有茶規一萬一千九百兩。向係茶商於年終時。繳臣衙門查收。轉解撫臣收用。按月分算。每月約計幾及千金。

とあり、甘肅では巡撫衙門の養廉の資として茶規一萬一千九百兩がある。毎年の終りに茶商が布政司衙門に納入し、巡撫衙門に轉解して收用したのである。なお諭旨（11 97 a）雍正三年十月初一日、甘肅巡撫石文焯の上奏には

至巡撫衙門養廉。向有西寧靈州稅規銀各一千一百兩。又茶馬內規例銀二萬四千兩。……又新增茶引六千道。有茶規銀六千兩。以上共銀一萬四千一百二十兩。

とあり、甘肅では茶引六千道を増發するに際し、茶商は六千兩の茶規銀を納め、これが巡撫の養廉の資となっている。以上二つの記載から分るように、甘肅巡撫衙門の養廉においては、茶規が重要な財源となつていたのである。なお諭旨（53 16 b）雍正七年三月十二日、蘭州巡撫許容の上奏中に

收茶各官。每年向有規禮銀五千兩。……既議養廉。俱應歸公。

とあり、陝西においても收茶官に茶規が贈られている。また諭旨（1220a）雍正五年四月十八日、四川巡撫馬會伯の上奏には

巡撫衙門。每年向有稅規・條糧耗規・鹽茶耗規。共銀三萬九千五百六十兩零。以爲養廉。

とあり、四川巡撫衙門においても、茶規がその養廉の財源となっている。陝西や甘肅・四川は耗羨が少ないため、養廉公項の費として商人に依存することが大きかった。ことにこの三省では茶馬の交易が盛んであったので、茶商の活躍する舞臺が活況を呈し、ここから茶規が公項養廉の重要な財源となったようである。

(d) 當 規

清代の當舖つまり質店は鹽商につぐ大資本家で、全國至る所に店舗を開いている金融機關であった。政府から生息銀をうけて營運したり、また鹽商が資金を投資して利息を計ることもあった。^⑤多額の資本や財物を擁しているの、盜賊無賴の徒からねらわれる危険があった。例えば諭旨（14101a）雍正六年正月二十四日、署理直隸總督宜兆熊の上奏中に
旗兵強取〔當舖〕舖戶物料。種種情節。均應嚴查。

とあり、八旗兵が當舖の財物を強取した事實を傳えているが、こういう事件はしばしば生起したらしい。そこで當舖はこのような場合を豫想して、日頃から關係官吏や軍官に規禮を贈っておく必要があった。諭旨（5316b）雍正七年三月十二日、蘭州巡撫許容の上奏に

各屬當舖。亦有地方官規禮。均應查明確數。統歸公用。此外不敷。……在於西安公費銀內。撥補〔養廉〕。

とあり、甘肅では當舖の規禮銀をもって公項に歸入し、養廉に撥補せんことを請い、裁可されている。また諭旨（1964b）雍正九年十二月初六日、湖北巡撫王士俊の上奏には

司道府廳州縣。除火耗養廉之外。尚有鹽規・糧規・當舖雜稅等項。歷來各自收受。添補養廉。

とあり、湖北の司道府廳州縣には、鹽規・糧規のほか、當商の雜稅があり、これを收受して養廉を添補している。雜稅はここでは鹽規・糧規と並び記され、地方官が自ら收受して養廉を添補しているところから考えると、當商の提出した規禮の意味のようである。なお諭旨(174b)雍正四年七月十三日、山東布政使張保の上奏中にも當雜稅銀なる語が見える。

當商の規禮を當規といったことは、諭旨(354a)雍正九年十二月初七日、署理蘇州巡撫喬世臣の上奏に、養廉銀の財源について述べた中に

至此外查有當規共一千四百餘兩。……雖係相沿陋例。未免藉端轉滋剝削。と見えている。

(e) 分 規

諭旨(174b)雍正四年七月十三日、山東布政使張保の上奏に

通省司道府廳所解雜項銀兩。及各州縣衛所贖贖。併當雜稅銀。每兩有解費銀一二三分不等。臣抵任至今。共有銀一千二百三十六兩零。從前俱係布政使所得分規。臣蒙聖恩。賞給養廉銀兩。日用衣食。全蒙飽煖。此項何敢自私。亦應存庫公用。

とあり、布政使のうける規禮に分規なるものがあつた。いま布政使は養廉銀を支給され、日用の經費も豊かになつたら、規禮を布政司庫に入れ公用にしたいと、山東布政使張保が上請している。分規とは、司道府廳の雜項銀、州縣衛所の贖贖および當雜稅銀を布政司庫に解送する時、解費銀として別に一分乃至三分の銀を徴收し、布政使に贈られた規禮銀である。また諭旨(103b)雍正五年正月二十四日、署理山東巡撫印務・侍郎塞楞額の上奏に

去歲十二月間。布政使張保呈送冬季分規銀到臣。臣即面詢。此銀出自何項。據稱。係各州縣解費及餘平銀內。存爲分規。每年約五萬餘兩。向係院司均分等語。

とあり、山東省においては分規銀は州縣の解費及び餘平銀から捻出され、その額は毎年五萬餘兩あり、巡撫と布政使とが均分していたという。この解費については同書に次の如くいう。

臣查東省各屬。徵收耗羨。每兩以三分作爲解費。原爲解餉添平而設。若存爲分規。恐不足以服州縣之心。……相應交與藩庫。留充公用。

元來、解費は耗羨を徵收するとき、每兩三分を解費となし、餉銀を中央もしくは外省等に解送する際の添平の費に充當しようとして設けたものである。しかるにこれを流用して巡撫や布政使の分規としては、州縣官を承服させることができないから、公項としてもらいたい、いつている。つまり巡撫や布政司など上級の地方衙門では、直接人民を支配しないから規禮を人民からとることができぬ。そこで所屬の衙門から規禮の何%かを規禮として徵收した。これが分規である。分規は巡撫衙門や布政司のほか、武官の衙門にもあったようである。諭旨(98b)雍正四年八月初四日、山東巡撫陳世倌等の上奏に

向有文武各衙門分規。應盡歸出。以充公用。

とあれば提督、總兵官等上級の衙門には分規銀があり、下級の衙門から遞送されたものと思われる。ところで、上述の記載によって分るように、養廉銀が支給されるとともに、分規銀はほとんどみな布政司庫に歸入されているから、これが養廉銀の財源となったことは間違いないだろう。

(f) 節 禮

分規とほとんど同じ性質の規禮に節禮なるものがある。諭旨(1379a)雍正二年六月初八日、山西布政使高成齡の上奏に上司不提解耗羨。屬官必呈送節禮。夫下屬既送節禮。以取悅上司。則有所恃。而生其挾制。必至肆行無忌。

とあり、地方官の上司は耗羨がないので、屬官が節禮を呈送する。屬官が節禮を上司に送り、悦を取ることにすると、そ

の挾制を生じ、どういふことをしでかすか分らない、といっている。節禮とは四季の節日あるいは上司またはその母・妻等の誕辰に贈る規禮の意である。諭旨(681b)雍正四年十二月二十一日、福建巡撫毛文銓の上奏中には

至於司道府節禮。〔督臣〕滿保俱收。卽州縣之禮亦接。獨武職之物。間或接受。

とあり、浙閩總督滿保は司道府州縣だけでなく、武職の節禮を接受している。また同書(660b)雍正三年十一月十九日の條には

查滿保。……屬員餽遺。概行接受。卽伊母親生日。亦勒令各屬送禮。……但於節禮一項。雖不明收。仍令屬員私下併送。

とあり、滿保は母親の生日にも屬員が節禮を贈るようにしむけ、ひそかにこれを收受している。また諭旨(88b)雍正元年十月十九日、鎮海將軍・署理江蘇巡撫印務何天培の上奏に

向日餽送巡撫節禮諸項。……布政司衙門。尙有臣規例銀四千兩。此外亦不無些小陋規。陸續取應日用。

とあり、江蘇巡撫衙門には布政司から節禮として規例銀四千兩を届けている。このほかにも些小の陋規があったという。また諭旨(155b)雍正四年九月二十九日、福建布政使沈廷正の上奏には

臣衙門歷來陋規。每年約收各屬送致節禮・壽禮等銀一萬餘兩。

とあり、福建布政司には毎年各屬から送り来る節禮・壽禮銀が一萬餘兩あったという。

また諭旨(299b)雍正三年六月初十日、河南巡撫田文鏡の上奏中には

臣查。據糧道衙門。有鹽商節禮銀四千一百兩。……現據糧道沈廷正……俱稟稱。仰蒙皇上天恩。賞有養廉。己自用之不盡。所有鹽規。願充公用等語。

とあり、河南糧道衙門には鹽商の節禮銀四千二百兩があるが、すでに養廉の支給があり、使用し盡されないから、節禮銀は公項に充當してはしいと、糧道沈廷正は願ひ出ている。

また諭旨（2313a）山東兗州總兵官趙國瑛の上奏に

查各營餽送臣衙門節禮季規。每年約六千金。

とあり、山東兗州總兵官趙國瑛のもとには、毎年各營から贈られる節禮・季規の額が六千兩にも達している。季規とは四季の季節にとどけられる陋規の意であろう。また諭旨（211b）雍正六年四月十五日、直隸天津總兵官岳超龍の上奏には

總兵衙門。除鹽規之外。尚有鹽商每年餽送節禮銀二百兩。

とあり、天津總兵官には毎年鹽商から節禮銀二百兩が贈られていたという。

以上は總督・巡撫・布政司などの地方の上級衙門あるいは武職衙門に、所屬の下級衙門から贈遺される節禮の事實について述べたのであるが、その他の下級衙門においても、それぞれ所屬の衙門から節禮が贈られていた。諭旨（3645a）雍正七年六月初四日、盛京刑部侍郎・署理奉天府府尹印務王朝恩の上奏中に

查奉天府府尹・府丞・治中・通判。錦州府各衙門。從前所有節禮陋規。久經革除。今酌給養廉。

とあり、奉天府府尹・府丞・治中・通判、錦州府の各衙門には養廉銀が支給される以前には、節禮陋規があったという。これが革除されて公項に繰り入れられ、養廉の資となったものと思われる。

それでは節禮とは、本来いかなる意味であろうか。諭旨（924a）雍正九年十一月二十二日、山東巡撫黃炳の上奏に
至於節、壽、規、禮。俟各屬虧空補完之日。再行斟酌收受。以備公用。

とあり、節、壽、規、禮という語が見える。官僚の節、壽に贈る規、禮の意味である。また同書には
山東巡撫衙門。舊有各屬節、壽、禮、銀。

とあり、これを節、壽、禮、銀といいかえているが、同じ意味であることはいうまでもなからう。

また諭旨（942a）雍正五年十一月十日、刑部左侍郎黃炳等の上奏中には

據江芭供。雍正二年。我送督撫的年、節、生日、禮。俱叫交在藩庫收存。說是給毛文銓補虧空。

とあり、年節生日禮という語が見えるが、年節・生日に贈る規禮の意味である。また諭旨(1590a)雍正六年十月二十日、署理江西巡撫印務張坦麟の上奏中に

新撫臣到任。各鹽商公繳賀儀一千兩。隨禮二百兩。臣已飭存藩庫。

とあり、江西では新撫臣が着任すると、鹽商は賀儀として一千兩、隨禮二百兩を贈っている。また諭旨(1297b)雍正六年五月初十日、福建巡撫朱綱の上奏中には

此外到任賀禮。臣出示嚴禁。並未收受。

とあり、福建では巡撫が任に到ると屬員が賀禮を呈することになっていた。賀儀、賀禮とも着任の節禮であることは明らかである。

なお節禮と關連する語に節規がある。諭旨(2671a)雍正六年六月十二日、雲貴總督鄂爾泰の上奏中に

〔臣衙門〕每年共有養廉銀一萬七千兩。……此外如節規・稅規等項。並無收受。

とあり、雲貴總督鄂爾泰には節規・稅規が贈られたが收受しなかったという。また諭旨(952a)雍正二年八月初七日、山東巡撫陳世倌の上奏には

臣衙門舊有漕規・節規三千二百兩。

とあり、山東巡撫陳世倌の衙門には、漕規とともに節規があり、三千二百兩にも達したという。さらにまた諭旨(5364b)雍正五年二月十九日、署理江西巡撫邁柱の上奏には

江省公用銀兩。從前俱係提解官役俸工。及奉旨停捐俸工。則提解節規。

と見え、江西巡撫衙門の公用銀として、從來官役の俸工が捐納されていたが、これが禁止されるに及んで、節規を提解して充てたという。節規は節禮陋規あるいは年節規禮の略であろう。

以上において、節禮の語義を考察したが、然らば節禮の財源は何であつたのであろうか。諭旨(1167a)雍正二年三月

初三日、河南巡撫石文焯の上奏に

向來上下衙門。各有節禮等項。皆出自州縣耗羨之內。

とあり、上下衙門の節禮のもとを正せば、みな州縣の耗羨から出ているといっている。地方公項の主體は耗羨にあったのであるから、當然のことである。なお武官の節禮の財源については諭旨（23 103 a）山東兗州總兵官趙國瑛の上奏に

查各營餽送臣衙門節禮・季規。每年約六千金。臣思此項銀兩。各屬從何措辦。必皆取於空糧。

とあり、總兵衙門に送られる各屬營の節禮・季規は空糧から捻出されているという。なお諭旨（26 10 a）雍正五年十月初八日、雲貴總督鄂爾泰の上奏には

尙有黑井提舉司。每年應送督撫布按節禮銀一千六百八十兩。白井提舉司應送節禮銀八百兩。琅川提舉司應送節禮銀一千二百一十六兩。

とあり、雲南の鹽課提舉司からは總督・巡撫・布政使・按察使衙門にそれぞれ節禮銀が送られている。また諭旨（29 99 b）雍正三年六月初十日、河南巡撫田文鏡の上奏中には

臣查。據糧道衙門。有鹽商節禮銀四千一百兩。……現據糧道沈廷正……俱稟稱。仰蒙皇上天恩。賞有養廉。己自用之不盡。所有鹽規。願充公用等語。

とあり、河南の糧道衙門では鹽商の節禮銀が四千一百兩あった。のち養廉銀が支給され、使用し盡されぬので、糧道沈廷正は節禮銀を公項に充當してほしいと願っている。ここでは節禮を鹽規といいかえているから、節禮が規禮銀であることがはっきりする。以上によって節禮の財源は耗羨、空糧・鹽課・鹽規などが主要なものであることが明らかとなった。

ところで節禮を贈遺する際には、さらにこれに附隨する規禮があった。諭旨（18 100 b）雍正二年十一月二十四日、浙江按察使甘國奎の上奏に

浙江按察司衙門。向有各屬四季節禮。連隨封共銀一萬七千七百四十兩零。

とあり、浙江按察司には各屬四季の節禮が贈られるが、その際、隨封つまり隨禮も附加され、合わせて一萬七千七百四十餘兩に及んだという。同書には續いて

鹽務規禮。連隨封共銀四千四百兩。

とあり、鹽務規禮も隨封とともに四千四百兩に上っている。四百兩が隨封に當るであろう。とすると、隨禮は規禮の約一割であつたらしい。また諭旨（88b）雍正元年十月十九日、鎮海將軍・署理江蘇巡撫印務何天培の上奏には

聞向日餽送巡撫節禮諸項。正數之外。又有堂禮・隨禮・綢緞禮・喫食禮。其他鑽營署印・請託題調・扣剋規例・濫准詞訟。盈千累萬。

とあり、巡撫衙門ともなると、節禮には堂禮、隨禮以下無數の規禮が附加されていたのである。いきおい下級の衙門は上司衙門の需索に應ずるために、さらに下級の衙門から徴收せざるをえない。ここから人民の負擔はますます重くなつていたのである。

それでは各衙門の節禮の額は一體、いかほどであつたのであろうか。前記の資料から、その額を表記すると次の如くである。

浙江按察司 一七、七四〇兩

福建布政司 一〇、〇〇〇兩

河南糧道 四、一〇〇兩

山東兗州總兵官 六、〇〇〇兩

なおこのほか、諭旨（924a）雍正元年十一月二十二日、山東巡撫黃炳の上奏には

山東巡撫衙門。舊有各屬節壽禮銀六萬餘兩。丁地規禮銀一萬餘兩。司庫羨餘銀三萬兩。驛道・糧道規禮銀各二千兩。鹽道及鹽商規禮銀各三千兩。通共銀十一萬餘兩。

と見える。すなわち山東巡撫衙門には節禮銀が六萬餘兩もあった。このほか丁地規禮銀一萬餘兩、司庫羨餘銀三萬兩、驛道・糧道規禮銀四千兩、鹽道及び鹽商の規禮銀が六千兩、合計十一萬兩餘に及ぶ規禮羨餘銀があったのである。他の巡撫や總督衙門においても、これ位の規禮羨餘銀があったものと思われる。兩江や湖廣など經濟的な先進地の省においては、さらにこれを上廻ったかもしれない。この事實は地方財政の實態を考える上において重要な意味をもつが、これについては後述する。

なおさらに節禮銀額だけについて考察するに、諭旨（642b）雍正二年五月二十九日、貴州巡撫毛文銓の上奏には
臣衙門共有節禮銀七千兩。

とあり、貴州巡撫衙門には七千兩の節禮銀があり、これを養廉の資にしてほしいと、毛文銓は上請している。また諭旨（1856b）雍正二年十一月二十五日、浙江糧道蔡仕勛の上奏に

臣衙門向有節禮四千餘兩。亦俱裁革。

とあり、浙江糧道衙門には四千餘兩の節禮があったことを傳えている。この額が糧道衙門の節禮の標準と見える。なお諭旨（5112b）雍正六年正月二十九日、蘇州巡撫陳時夏の上奏には

有兩淮運使任內。雍正二年。衆商規禮節禮五萬四千兩。

とあり、兩淮鹽運使衙門には鹽商の贈遺する規禮節禮の額が五萬四千兩にも上っている。これをもって見ても、鹽商の規禮は耗羨につき節禮の重要な財源であったことが推察されるのである。

以上において節禮の語義、財源、節禮の額、および節禮のある衙門、ならびに贈遺の状態等について考察して來た。最後に節禮が養廉の資となっていた事實を記そう。諭旨（4136a）雍正六年四月二十一日、浙江總督管巡撫事李衛の上奏に、雍正元年、李衛が雲南驛鹽道であった頃のこととして、次のように述べている。

彼時因值出兵。通省有必不可已之公用。而未便開銷正項者。其費無出。兩院司道。公同商議。除臬司糧道節禮。乃聽

養廉外。將督撫藩鹽四衙門陋規。分別核減。交存藩庫。以備公務。

すなわち雲南では出兵のことがあり、通省やむをえない公用があるに拘わらず、支出すべき経費がなく、兩院司道が商議し、按察司・糧道の節禮は養廉となすを許したが、督撫・布政司・鹽課提舉司の陋規は核減して布政司庫に交し、公務に備えさせたという。また諭旨(36 38 b)雍正五年七月初十日、盛京戸部侍郎・革職留任・署理奉天府尹印務王朝恩の上奏中には

府尹衙門。向有州縣節規。及車票飯錢。以作官役養廉。

とあり、奉天府尹の衙門には州縣の節規および車票飯錢があり、官役の養廉となっていたという。かように節禮ははやくから養廉の財源となっていたのである。各省で養廉銀が支給されるに及んで、節禮は一應革除されたが、ただ節禮を直接督撫布按等の官が受領することを廢し、節禮はあらためて布政司庫に送られて公項となり、さらに養廉として地方官に支給されることとなったのである。

(4) その他の財源

(a) 官 莊 租

諭旨(51 1 b)雍正六年九月十一日、貴州布政使鄂彌達の上奏に

黔省有官莊學租一項。額徵米三千九百三十六石九斗零。……迨至雍正三年。經署撫臣石禮哈奏明。變價歸公。分給各

官養廉。

とあり、貴州省では官莊の學租があり、その額徵米は三千九百餘石あった。雍正三年、署撫臣石禮哈が變價して公項に歸し、各官の養廉に分給したという。なお貴州では文武官に官莊があったようである。諭旨(45 75 b)雍正三年九月初九日、

雲貴總督高其倬の上奏には

黔省武員官莊。併文員額徵官莊學租。以及額外官莊。所收租米一項。共折銀一千四百七十九兩零。……其府廳州縣。既經分給養廉。

と見え、貴州省には武員の官莊租米、文員の額徵官莊學租があり、なおこのほか額外の官莊があり、その租米の折銀が府廳州縣官の養廉として支給されていた。事實、世宗實錄卷三〇、雍正三年二月丁卯の條の上諭に、貴州省の養廉について述べ

聞自巡撫提鎮及司道等官。各有納糧官莊。每歲收米千百石至數十石不等。府州縣亦間有之。(諭旨(4548b) 雍正三年二月十二日、雲貴總督高其倬條同)

と見えているように、貴州省では巡撫、提督、總兵官、司道等文武の上級衙門には、それぞれ官莊があり、各々毎歲千百石から數十石の租米を收め、時には府州縣の衙門にも官莊を有するものがあったという。貴州省では地丁錢糧が少なく、従って耗羨が僅少なるため、これを補なう必要から官莊が設置され、その租米は公項中重要な位置を占めていたらしい。そこで諭旨(4548b) 雍正三年二月十二日、雲貴總督高其倬の上奏に

至各官官莊米穀・稅羨及通省錢糧之耗羨。將三項一併清查。通行會計。酌定養廉。(諭旨(418a) 雍正三年八月初三日、署理貴州巡撫印務・威寧總兵官石禮哈條同)

とあり、貴州省では雍正三年、養廉銀の支給に際し、耗羨・稅羨とともに官莊の租米が調査されたのである。

それでは官莊租米はいかほどの量に達したのであろうか。雍正三年九月九日、雲貴總督高其倬のいうところによれば、貴州省における官莊租米折銀額は一千四百七十九兩餘であるという。先に述べたように、貴州省における養廉の財源として稅羨、耗羨・秋糧耗米・官莊租米があり、その合計が五萬五千五百六十八兩餘であるから、官莊租米折銀額は全體の約三%を占めていたことになる。

なお官莊は貴州省のほかにもあった。諭旨（14 27 b）怡親王允祥の上奏に

臺灣府官莊等項。歸公銀三萬七百三十九兩。……以此二項（河橋車稅贏餘・官莊）賞給各員。爲增加養廉之資。

とあり、臺灣府の官莊租米折銀は三萬七百餘兩もあり、これをもって養廉加増の資となしている。耗羨の少ない邊境には、このほかにも官莊の租米を養廉に充當する所があったであろう。なお官莊租と同じ種類のものに牧馬廠の開墾の租がある。諭旨（38 86 a）雍正五年十二月初九日、直隸宣化總兵官李如柏の上奏には

宣鎮牧馬廠尙有二處。俱係山場。……每年收租。爲鎮臣養廉之地。

とあり、直隸宣化總兵官李如柏は、その牧馬廠を開墾してその租を收めしめ、養廉の資となさんことを請うている。雍正帝は提督宜兆熊と酌議して、會疏具題せよという硃批を與えているから、間もなく裁可されたものと思われる。雲南省あたりでも、牧馬廠の開墾が實施されているから、こういうケースも相當あったものと考えられる。

(b) 俸 工 銀

俸工銀とは俸銀と工食銀の略稱である。俸銀とは官員に與える俸給の銀であり、工食銀とは衙門において使役される衙役^⑧に支給する勞賃としての銀である。工食銀をさらに分析すれば人工と飯食となる。人工とは勞賃、飯食は食費の意である。俸工銀は正しくは俸食銀というが、實際にはかえって俸工の名で行なわれていた。俸工銀の支出方法は坐支または留支といわれ、國庫すなわち正項から支出するが、便宜上租税を徴收した地方で、收入中から支出し、決算を中央へ報告することになっていた。

ところで地方官は地方政治を實施するに際し、經費が必要であるが、中央政府に申請しても容易に許可されない。許可されても額が僅少であったり、また急の間にあわない場合が多い。そこで地方官は自ら經費を作らなければならない。その際、もっとも容易な方法は地方官が率先して俸銀を義捐し、地方の富豪から義捐金を募集することである。こういう事

件がしばしば起ると、俸給を布政司庫から支給する際に、その何%かを平常から扣除して司庫に存貯しておき、必要な場合に捐納したり、公費として流用することができると。この際、同じ衙門にいる衙役の工食銀も強制的に扣除されることになり、俸工銀の扣捐の制度が成立したのである。

俸工銀の扣捐は康熙の末年から實施されるようになったらしい。その目的は虧欠の補填、河工費、饑饉の際における賑恤費、郷試の費用、軍營における武器調製費、その他、諸種の費用に充當された。この俸工銀の扣捐は雍正帝が即位するとまもなく、雍正元年九月、禁止されたが、督撫などのうちには、俸工銀の扣捐そのものが禁止されたのではなく、それを題本をもって公然と奏請することが禁止されたのであると理解する者もあり、俸工銀の扣捐は、その後、一部では長く實施され、養廉の資となるものもあった。

諭旨(2872b) 雍正九年正月二十八日、雲貴廣西總督鄂爾泰の上奏に

雍正三年。經前署撫臣石禮哈。將額徵火耗秋糧耗暨官莊學租。各米折價以及各屬稅羨。並府廳州縣等官名下俸銀。共銀五萬九千二百兩零。奏請歸公。自巡撫學政以至司道府廳州縣等官。分給養廉銀五萬二千三百兩。留支一切公費銀四千八百餘兩。存銀二千零九十兩。以充不時需用之費在案。

とあり、貴州省では雍正三年においても、なお地方官の俸銀を扣捐し、これを公項内に入れ、巡撫以下司道府廳州縣官の養廉支給の資となしている。因みに貴州省における俸工の扣捐は、諭旨(4575b) 雍正三年九月初九日、雲貴總督高其倬の上奏に

黔省文職俸工。前因軍需懸項。除教雜等職不捐外。其餘俱係捐補軍需。と見え、軍需費に抵てるために起ったものである。

以上述べたところにより明らかのように、養廉銀財源の主體は耗羨であったが、贏餘・規禮銀もこれにつき重要な財源であったのである。(未完)

註

- ②① 前掲安部論文三 e 「耗羨提解の三類型と各省における加耗率」
透支というのは、一定の額をこえて支出する意。諭旨(5788 b)
には透動という語がある。同じ意味であろう。
- ②② 宮崎市定「清代の胥吏と幕友」特に雍正朝を中心として「
『東洋史研究』一六、四」
- ②③ 耗羨の率については、前掲安部論文に依據する所が多い。参照
②④。
- ②④ 政府が人民から租税を徴収するとき、あるいは政府の物資を商
人に拂下げ、その代價を受けとるときなど、約一%餘計に徴収す
る。これを坐平銀という。これに反し、支拂いするとき何%かを控
除するを扣平銀という。なお第三章第二節 e 項参照。
- ②⑤ 諭旨(4117 b) 雍正五年十二月初三日、浙江總督管巡撫事李衛
條。
又於杭處等九府正額銀內。留存十萬兩。賞給浙省各官養廉。
同通省舊有耗羨一十四萬兩。令臣酌量官職大小。地方繁簡。
秉公派定數目。奏聞。
- ②⑥ 諭旨(2174 a) 雍正四年五月十一日、四川布政使佛喜の上奏に
查川省地丁稅課錢糧共計三十四萬三千一百四十四兩九錢。舊
例各屬加解耗羨銀共二萬八百七十六兩零。又各屬解稅規銀二
千九百七十六兩。以上共羨餘銀二萬三千八百五十二兩零。
とあり、羨餘銀は耗羨銀と稅規銀の合計となっているから、耗羨
もまた羨餘(贏餘)項内に含まれることは明らかであろう。
- ②⑦ 贏餘と羨餘とは同じ意味に使用されるが、時には贏餘にまた定
額ができると、その定額を超えたものを羨餘と稱する場合があ
る。雍正硃批諭旨の中には時々その例が見られる。
- ②⑧ 諭旨(4575 b) 雍正三年九月初九日、雲貴總督高其倬條。
②⑨ 宮崎前掲論文。
③① 同、「雍正帝による俸工銀扣捐の停止について」(『東洋史研
究』二二、三)
- ③② 諭旨(599 b) 雍正五年十一月初六日、蘇州巡撫陳時夏條。
③③ 諭旨(1574 a) 雍正五年十一月初一日、蘇州布政使張坦麟條。
③④ 諭旨(4060 a) 雍正五年二月十七日、浙江巡撫李衛條。
③⑤ 諭旨(4117 b) 雍正五年十二月初三日、浙江總督管巡撫事李衛
條。
- ③⑥ 諭旨(5630 a) 雍正十年七月初二日、署理廣東總督鄂彌達條。
③⑦ 諭旨(5068 b) 雍正六年六月初二日、浙江布政使高斌條。
③⑧ 拙稿『清代鹽政の研究』第三章第一節參照。
- ③⑨ 同書第五章第三節二二五頁參照。
- ④① 諭旨(5091 b) 署理江南河道總督印務・管理兩淮鹽政・布政使
高斌條。
- ④② 諭旨(1611 b) 雍正二年四月十五日、巡視長蘆鹽課・監察御史
莽鵠立條。
- ④③ 諭旨(2999 b) 雍正三年六月初十日、河南巡撫田文鏡條。
④④ 諭旨(4117 b) 雍正五年十二月初三日、浙江總督管巡撫事李衛
の上奏中に、
通省舊有耗羨一十四萬兩。
と見える。
- ④⑤ 安部健夫「耗羨提解の研究」第三章(『清代史の研究』所收)。

④5 同 「清代に於ける典當業の趨勢」(羽田博士頌壽記念東

洋史論叢・『清代史の研究』所收)

④6 拙稿『清代鹽政の研究』第六章第六節參照。

④7 諭旨(36 38 b) 雍正五年七月初十日、王朝恩の上奏中に節規という語が見える。これを同書(36 66 b) 雍正七年六月初四日、王朝恩の上奏中には、節禮陋規といいかえている。

④8 武官には階級に應じて兵丁定員のうち、何人分かの兵餉を衙門の公費として與えられる。これを空糧という。また親丁名糧、略して名糧、あるいは公費糧ともいう。

④9 注②③參照。

⑤0 衙役は衙門で使役される賤役。その主なものは三班(皂班・快班・壯班)に分れる。皂隸、快手、民壯をいう。皂隸は雜役夫、快手は捕り手である。快手は騎馬か徒手かにより、馬快と歩快とに分れる。民壯は本來は民兵であったが、後に衙役化した。なお拙稿「明清時代の民壯について」(『東洋史研究』一五、四・『中國史研究』第一所收)參照。

⑤1 宮崎前掲論文②參照。